

# ひろしまの森づくり事業に関する推進方針

(県民参加の森づくり事業検討会議報告)

広 島 県

平成19年3月

# 目 次

## 第1章 森林の機能

1 森林の持つ多様な機能	1
2 森林の公益的機能の評価	2
3 国民が期待する森林の機能	3

## 第2章 広島県の森林等の現状と課題

1 本県の森林の概要	4
(1) 森林面積	4
(2) 民有林の樹種別森林面積	4
(3) 民有林の林種別森林面積	5
(4) 樹種別森林分布	5
(5) 森林資源の推移	6
2 本県の森林の状況	7
(1) 人工林の状況	7
手入れを要する人工林	7
間伐実績等	7
間伐の必要性	8
(2) 天然林の状況	9
里山利用の低下	9
不在村森林所有者の増加	9
野生生物による被害の増加	10
松くい虫被害の状況	11
放置里山林の現状	12
(3) 林業経営を取り巻く状況	13
森林の所有形態の現状	13
所有規模別の林家数・面積の状況	13
素材生産量と素材価格の状況	14
(4) 森林災害の状況	15
3 県民参加の森づくりの状況	16

### 第3章 ひろしまの森づくりの必要性

1 新たな取組みへの背景	17
(1) 多様な森林整備の期待	17
(2) 他県における新たな森林整備等への取組み	18
(3) 県民の意識の醸成	19
2 新たな取組みの必要性	20
3 新たな取組みの基本方向	20
(1) 基本的枠組み	20
(2) 新たな森づくりの施策方針	23
(3) 財源負担のあり方	24
負担の考え方	24
負担の方法	24
税体系	24

### 第4章 ひろしまの森づくり事業の実施方針

1 人工林対策（環境貢献林整備事業）	26
(1) 実施方法	26
(2) 事業内容	26
(3) 実施条件	26
(4) 助成内容	27
2 里山林対策等	27
(1) 実施方法	27
(2) 事業内容	27
里山林整備事業	27
里山保全活用支援事業	27
森林・林業体験活動支援事業	27
間伐材利用対策事業	28
環境緑化支援事業	28
(3) 実施条件	28
(4) 助成内容	28
3 県民意識醸成対策	29

### 第5章 ひろしまの森づくり事業基本計画

1 人工林対策（環境貢献林整備事業）	30
2 里山林対策等	31
(1) 事業推進計画	31
(2) 交付金配分計画	31

配分方針	31
平成19年度配分計画	31
<b>3 事業実施期間</b>	<b>32</b>
<b>4 全体計画</b>	<b>33</b>

## 第6章 事業の透明性の確保等

1 基金の設置	34
2 事業の透明性の確保と検証	34
(1) 県における措置	34
議会報告	34
森林審議会報告	34
広報の実施	34
(2) 市町における措置	35

## 付属資料

1 ひろしまの森づくり事業(案)について(イメージ図)	37
2 「ひろしまの森づくり県民税」の仕組み	38
3 ひろしまの森づくり県民税条例の概要	39
4 ひろしまの森づくり県民税条例	40
5 ひろしまの森づくり基金条例の概要	41
6 ひろしまの森づくり基金条例	42
7 県民参加の森づくりシンポジウムの実施状況	43
8 県民参加の森づくり事業検討会議について	44
9 県民参加の森づくり検討会議設置要綱	45
10 県民参加の森づくりに関する意見募集結果	47

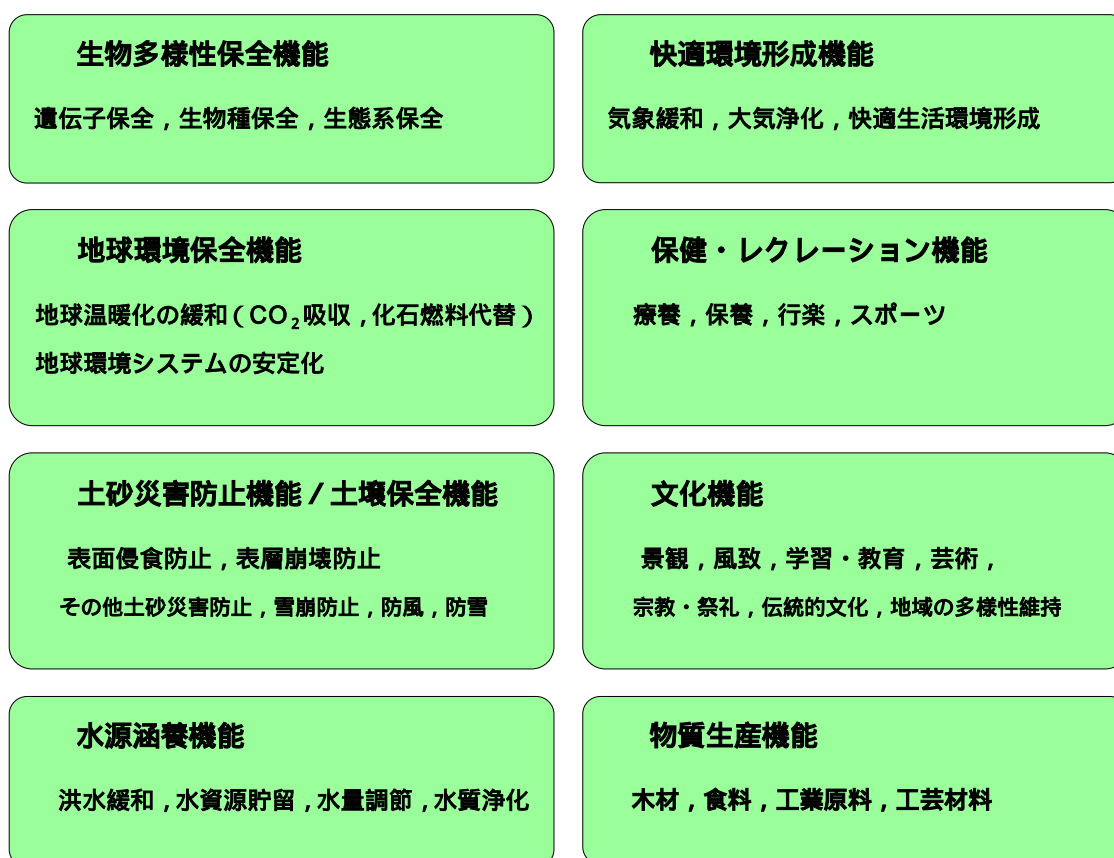
# 第1章 森林の機能

## 1 森林の持つ多様な機能

森林は、土砂の流出や表層崩壊を防止する機能や洪水や渇水を緩和する機能、水質を浄化する機能、多様な動植物の生息の場、二酸化炭素を吸収し固定する機能など様々な機能を持っています。

平成13年に日本学術会議が答申した「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」によると森林は 人類生存の前提となる自然環境の一部であり、 人間に利用されることによって生活の向上と社会の発展に貢献するとともに、 精神・文化にも大きな影響を与えているとされています。

### 【森林の持つ多面的な機能】



（引用文献）

「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」（平成13年日本学術会議答申）

## 2 森林の公益的機能の評価

人々が生活するうえで、森林の様々な機能によって人々は多くの恩恵を森林から受けているところですが、この価値を数量的、経済的に評価することにより森林の重要性について一定の評価ができるものと考えられます。

これまでに森林の機能について、同様の機能を持つ代替物で評価したところ 広島県の森林の持つ公益的機能の評価額は、年間で1兆7,780億円と算出されており、全国の評価額70兆2,638億円の2.5%にあたります。

【森林の公益的機能の評価額（年間）】

機能区分	全国の評価額	広島県の評価額	備考
水源かん養機能	水資源の貯留 8兆7,407億円	1,186億円	利水ダムの年間減価償却費 及び維持費に換算
	洪水の緩和 6兆4,686億円	2,121億円	治水ダムの年間減価償却費 及び維持費に換算
	水質の浄化 14兆6,361億円	1,993億円	雨水利用施設の減価償却費 及び維持費に換算
	計 29兆8,454億円	5,300億円	
表面侵食防止機能	28兆2,565億円	9,527億円	砂防ダム建設費に換算
表層崩壊防止機能	8兆4,421億円	2,076億円	治山（山腹）事業に換算
保健休養機能	2兆2,546億円	516億円	レクリエーションのための消費 額に換算
二酸化炭素吸収	1兆2,391億円	312億円	火力発電所における二酸化 炭素回収コストに換算
化石燃料代替	2,261億円	49億円	木造住宅の建築による 化石燃料代替効果
合計	70兆2,638億円	1兆7,780億円	

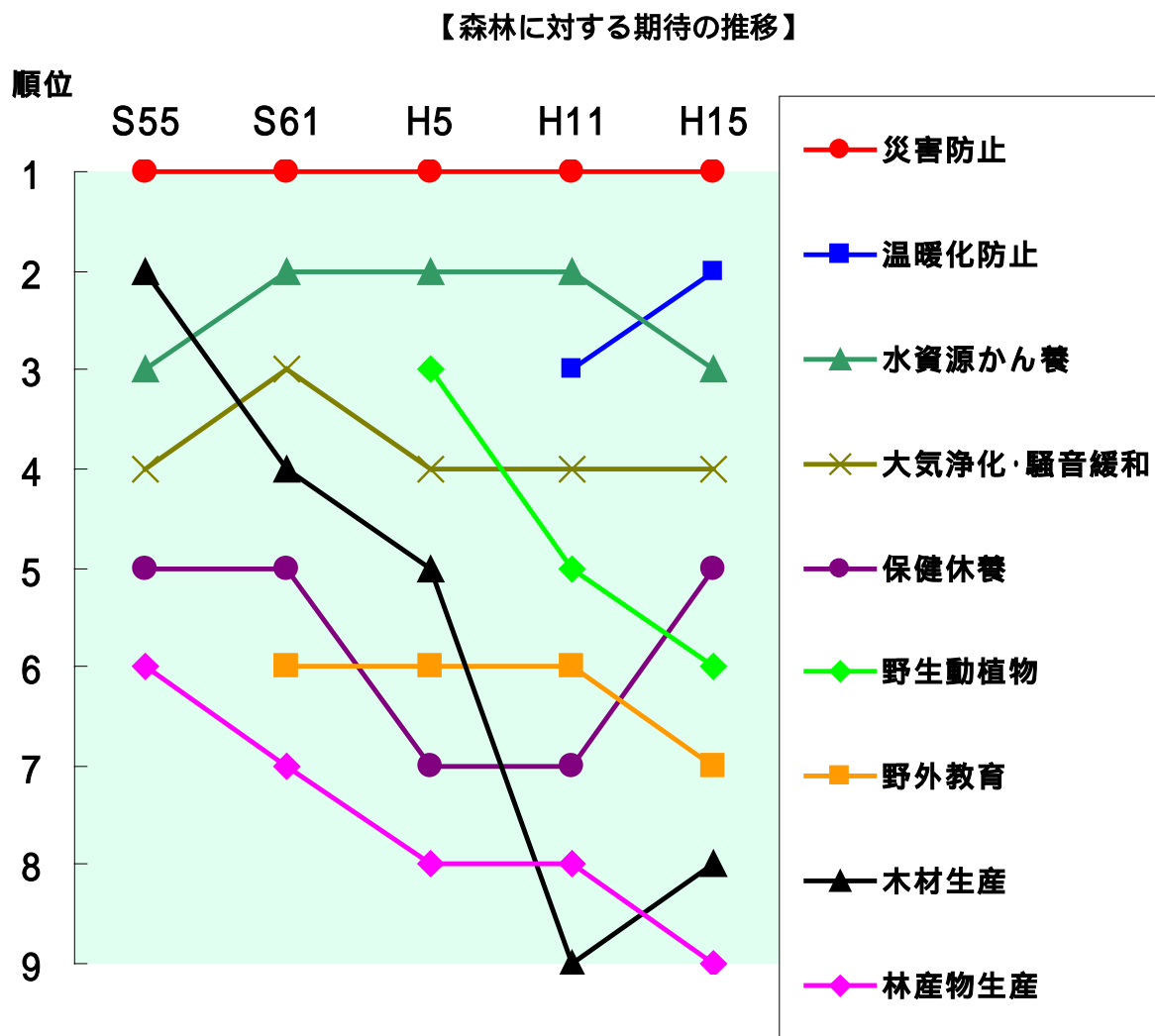
注1) 全国の評価額 日本学術会議（平成13年）による推計値  
 広島県の評価額 農林水産部（平成14年）による推計値

2) 機能によって評価手法が異なっていること、また、評価されている機能が森林の有する公益的機能の一部に過ぎないこと等から、合計は参考として記載している。

### 3 国民が期待する森林の機能

内閣府が、森林に対する国民の期待を世論調査により調査したところ、「災害防止」に対する期待が常に最上位となっています。

また、平成 11 年には「温暖化防止」が新たに加わり、平成 15 年には 2 位となっています。「木材生産」は昭和 55 年は 2 位でしたが、次第に低下し、平成 15 年は 8 位にとどまっています。



内閣府世論調査(H15林業白書)

注) 3つを選ぶ複数回答方式により調査

(引用文献)

平成15年度森林・林業白書

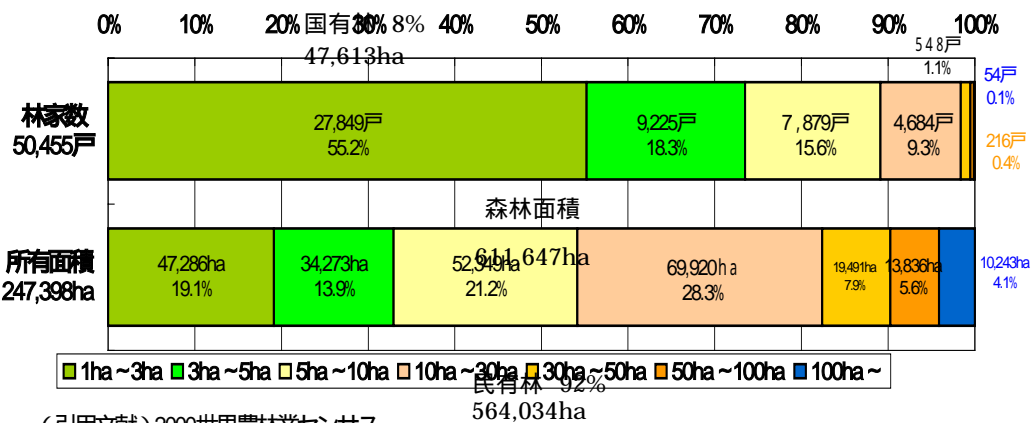
## 第2章 広島県の森林等の現状と課題

### 1 本県の森林の概要

#### (1) 森林面積

本県の森林面積は、県土面積の72%にあたる61万1,647haで、これを所有形態別に見ると、国有林が4万7,613haで8%、民有林が56万4,034haで92%を占めています。

【所有規模別の林家数・面積の割合】



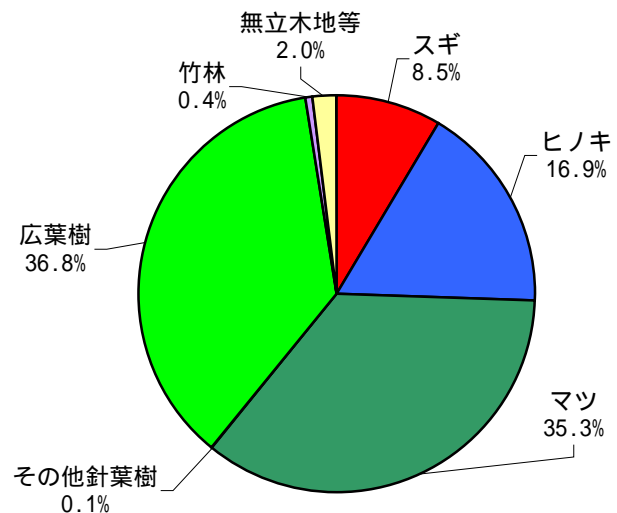
(引用文献) 2000世界農林業センサス

#### (2) 民有林の樹種別森林面積

森林面積（民有林）を樹種別にみると、広葉樹とマツがほぼ同規模の割合で、合わせて72%を占め、スギ・ヒノキが25%、その他（竹林，無立木地）3%となっています。

【広島県の民有林の樹種別面積（平成18年4月1日現在）】

区分	樹種	面積 (ha)
	スギ	48,142
	ヒノキ	95,402
	マツ	199,044
	その他針葉樹	649
	広葉樹	207,325
	竹林	2,365
	無立木地等	11,106
民有林 計		564,034



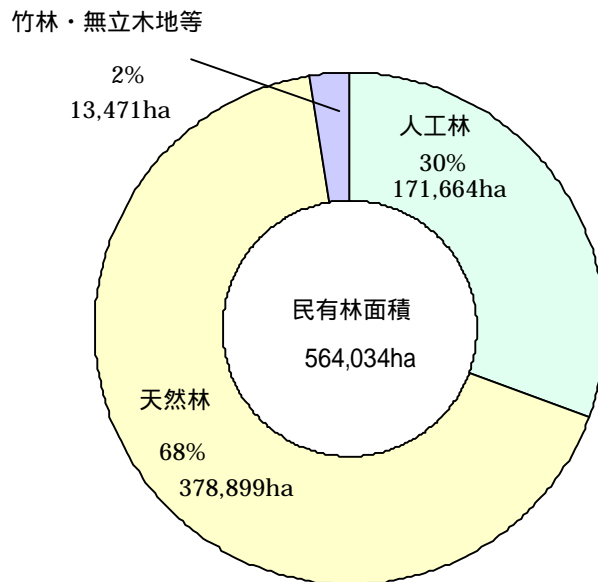


### (3) 民有林の林種別面積

民有林面積 56 万 4,034ha のうち、スギ、ヒノキ等の人工林は、17 万 1,664ha で 30% を占め、北西部及び北東部山地を中心に広く分布していますが、全国平均の人工林率の 46%（森林・林業統計要覧，2005 年版林野庁監修）を下回っています。

また、天然林は、37 万 8,899ha で優れた自然景観や貴重な自然環境を守っています。

#### 【広島県の民有林の林種別面積（平成 18 年 4 月 1 日現在）】

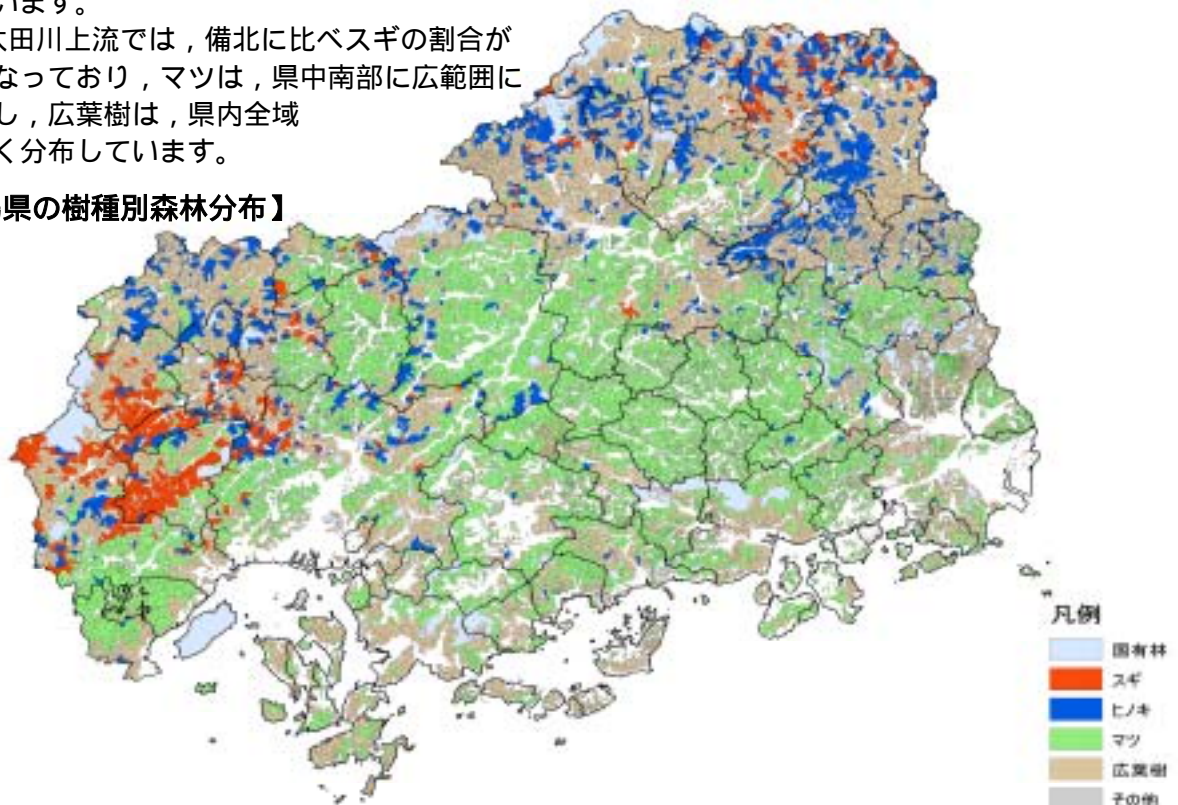


### (4) 樹種別森林分布

樹種別森林の分布は、県内のスギ・ヒノキの人工林については、太田川上流と備北の林業地帯に分布しています。

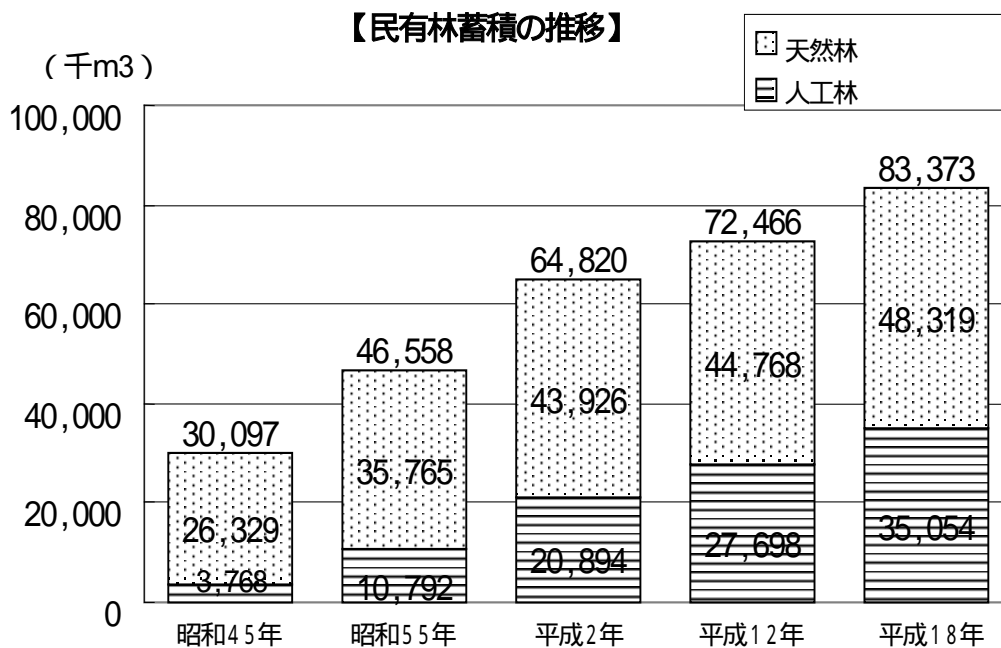
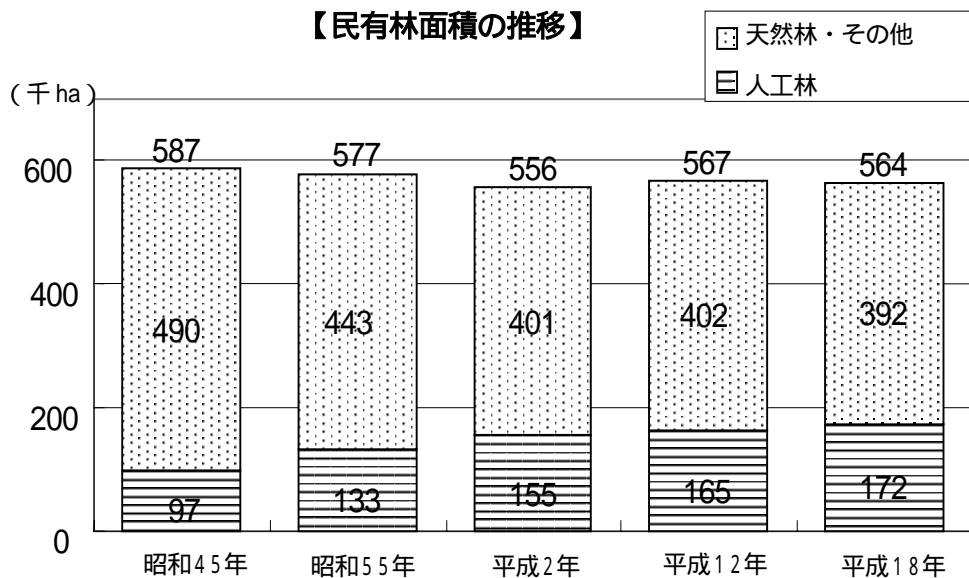
太田川上流では、備北に比べスギの割合が高くなっており、マツは、県中南部に広範囲に分布し、広葉樹は、県内全域に広く分布しています。

#### 【広島県の樹種別森林分布】



### (5) 森林資源の推移

本県の民有林面積は、昭和45年の58万7千haから、平成18年の56万4千haへと、僅かながら減少傾向にあります。一方、民有林の蓄積は、昭和45年の約3万m<sup>3</sup>から、平成18年には約8千万m<sup>3</sup>へと着実に増加し続けています。



## 2 本県の森林の状況

### (1) 人工林の状況

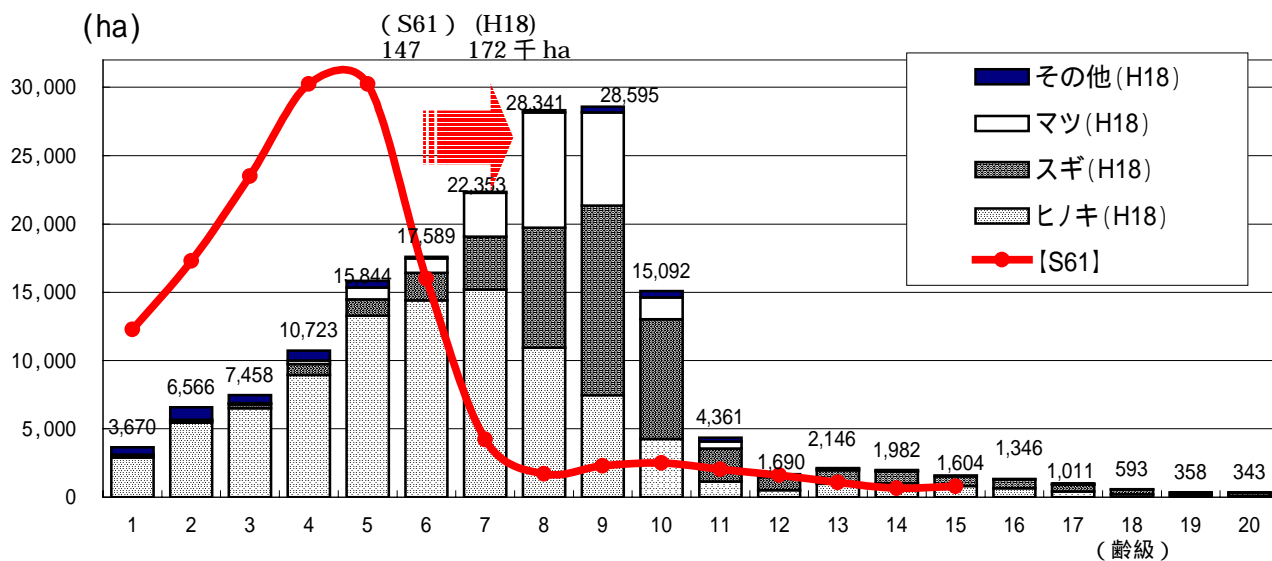
#### 手入れを要する人工林

本県のスギ・ヒノキ等の人工林面積について、5年きざみの年齢単位でみると、20年前（昭和61年：赤線グラフ）と比較して、着実に成長してきています。

特に、8～9年齢級（36～45年生）の面積分布が最も多く（5万7千ha）、全体の約3割を占めています。

また、間伐等の手入れを必要とする4～9年齢級（16～45年生）が約10万1千haで、全体の約7割を占めており、今後とも計画的に間伐を実施する必要があります。

【民有林の人工林年齢別・樹種別面積】

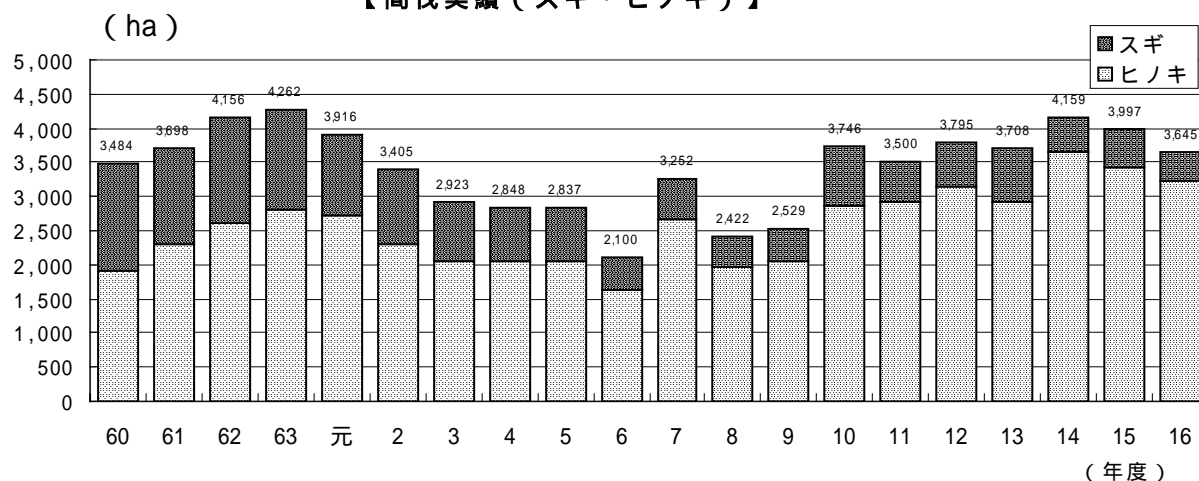


#### 間伐実績等

本県では、平成12年度に策定した「広島県緊急間伐推進計画」に基づき、平成12～16年度までの5年間で、約1万9千haの間伐が実施されています。

一方、依然として間伐を必要とする森林が多く存在すると同時に、人工林年齢構成のピークが8～9年齢級へ移行し、人工林の高年齢化が進んでいるため、今後、総合的な間伐対策に取り組んでいく必要があります。

【間伐実績（スギ・ヒノキ）】



### 間伐の必要性

間伐を行わないなどの手入れのなされない人工林は、樹冠がうっ閉し、林内に光が入らないため地表に草も生えていない状況です。このような手入れが遅れた森林は、降雨による土壌流出の危険性が高く、森林の持つ公益的機能の低下が懸念され、また、樹木自体も風雪害を受けやすくなります。

#### 【間伐を行っていない森林】



間伐は、木々の密度を調節して直径成長を促進し、利用の目的に応じた木を育成するとともに、林内が明るくなり下層植生の繁茂を促し、土壌流出の防止や水源かん養機能等の森林の公益的機能を向上させる働きもあります。

#### 【間伐が適正に行われている森林】

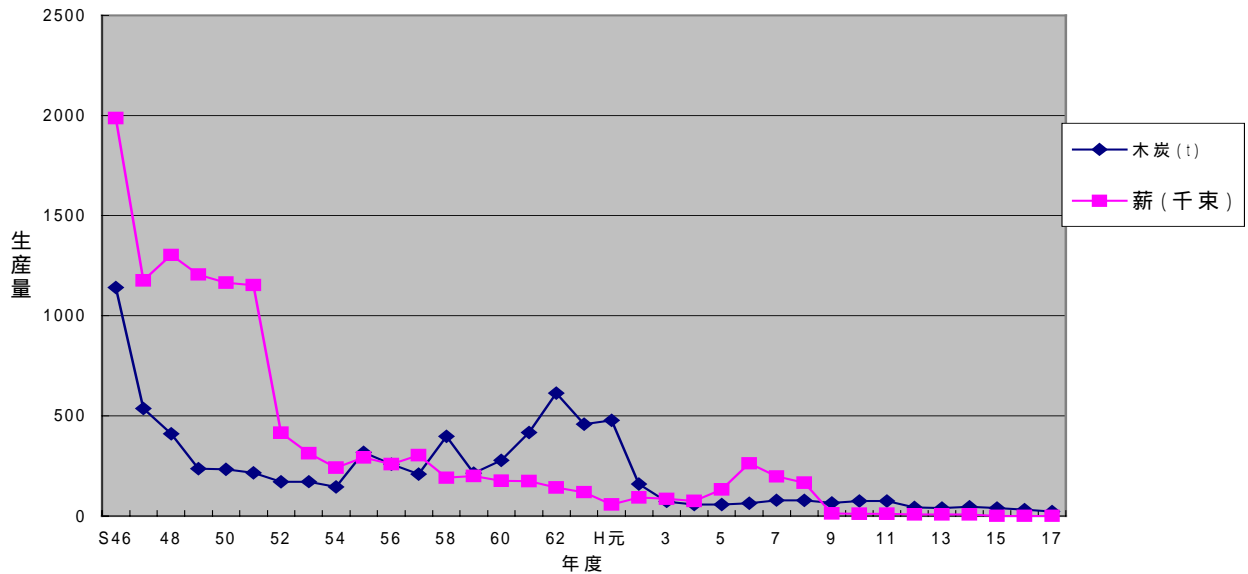


## (2) 天然林の状況

### 里山利用の低下

これまで人家に近い森林は里山として薪炭用材，落葉の採取など，生活と密接に結びつきながら維持されてきました。しかしながら，生活様式の変化などにより利用されなくなっており，木炭の生産量は平成17年度には22tまで減少しています。また，薪については，現在ほとんど生産がありません。このように，里山は経済的にも利用されなくなってきました。

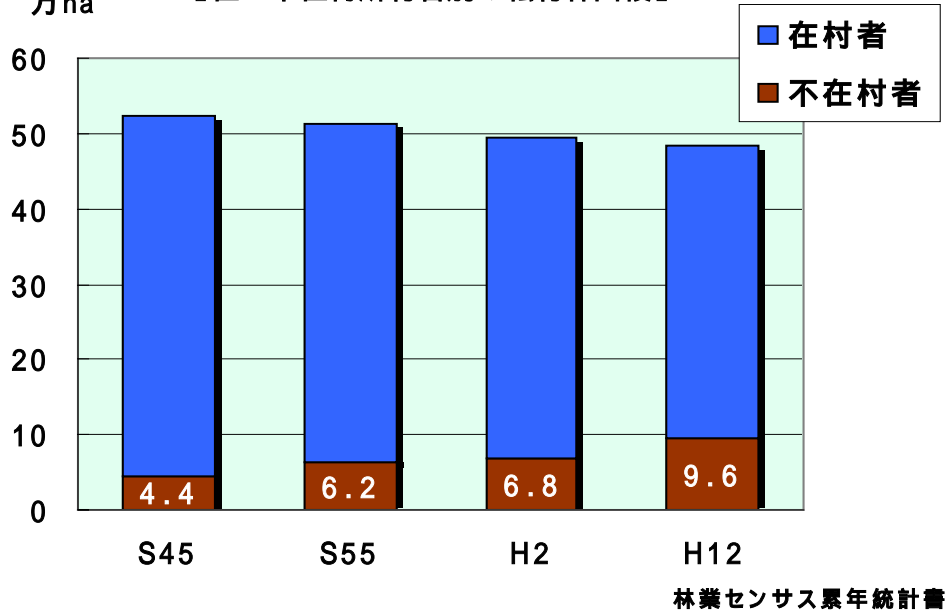
【木炭及び薪の生産量】



### 不在村森林所有者の増加

山村からの人口の流出に伴い不在村者の保有森林は増加し，昭和45年から平成12年までの30年間で約2倍となり，私有林の2割を占めています。

【在・不在村所有者別の私有林面積】





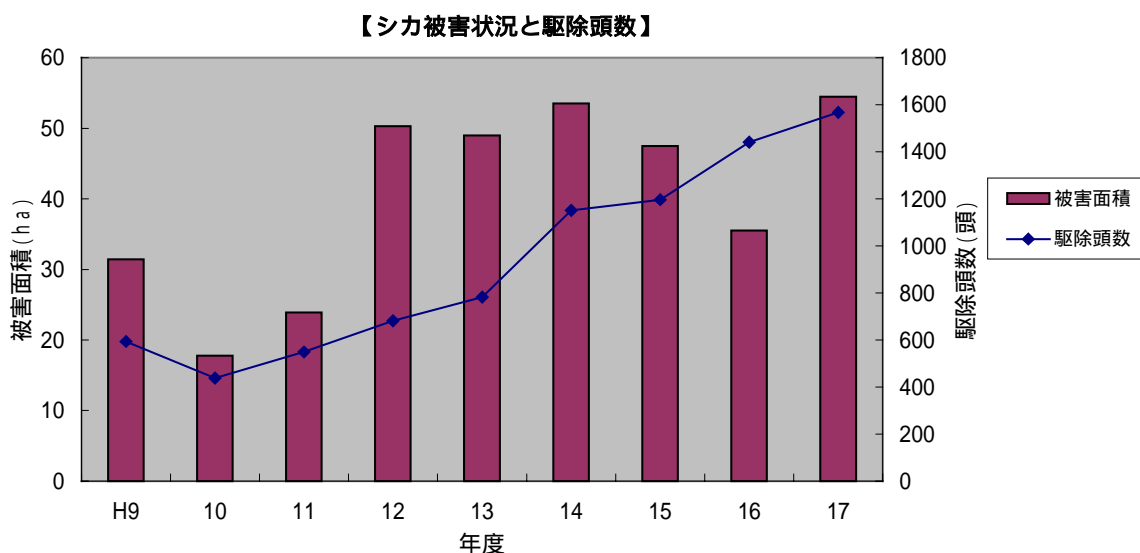
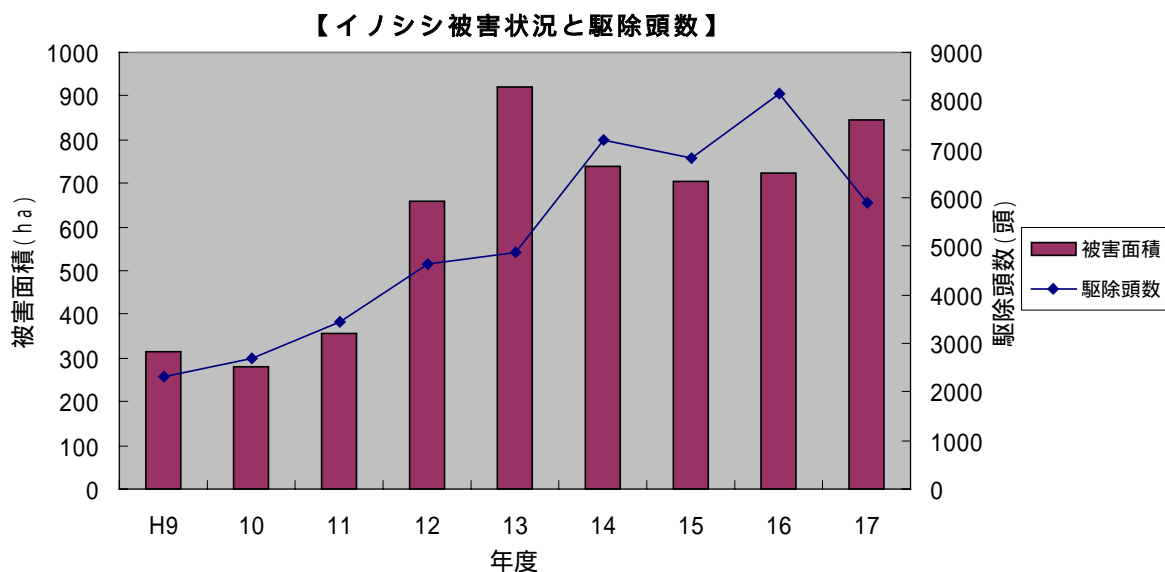
## 野生生物による被害の増加

農山村の過疎化や高齢化の影響により、放置された里山林が多く見られるようになり、野生生物の生息地域と人里の境が無くなってきています。

平成 17 年度の農作物被害は 2,732 h a , 543.9 百万円の被害が発生しています。

イノシシやシカなどの有害鳥獣駆除を行っていますが、いまだ被害量は減少していません。

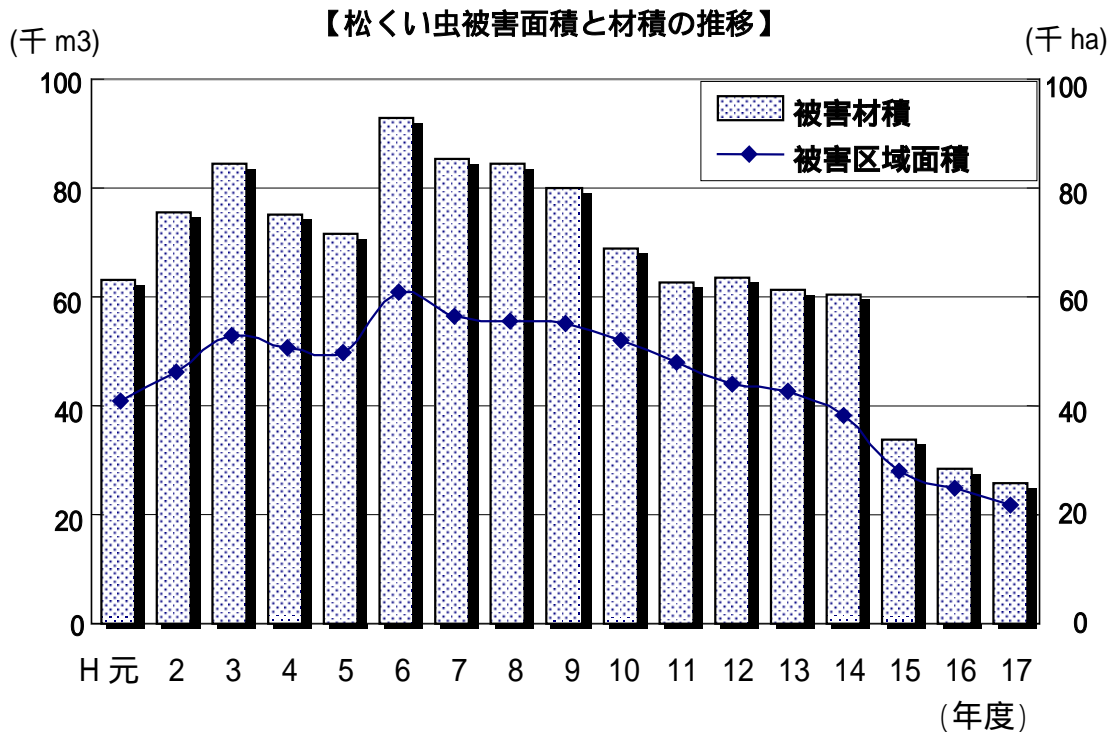
また、近年ではイノシシやクマなどが、里山のみならず都市部に現れるなどの現象が多発しています。



### 松くい虫被害の状況

松くい虫被害は，昭和40年代半ば頃から，瀬戸内海沿岸の松林を中心に被害が発生し，近年では県北部まで被害が拡散しています。

また，平成6年度には高温少雨の影響で過去最大の被害面積61千ha，被害材積93千m<sup>3</sup>を記録しましたが，平成17年度には22千ha，26千m<sup>3</sup>と減少傾向にあります。



**【松くい虫被害の状況】**



写真の赤茶色部分が，松くい虫被害により枯死した松

### **放置里山林の現状**

生活と密接に結びつきながら維持されてきた里山林は、生活様式の変化などにより利用されなくなり、場所によっては、つるが生い茂り、藪状態となり主林木の生長を妨げています。

このような森林では、森林の適切な生長が阻害され、根系の発達が進まず災害防止機能の低下が懸念されるほか、山火事やイノシシ被害などの鳥獣被害の懸念もあります。

#### **【放置された里山林の林内】**



薪炭用材の生産や落葉の採取など、これまで継続的に森林を利用した一部の森林では、コナラ等の二次林の広葉樹林が分布しています。

#### **【コナラ林（二次林）】**





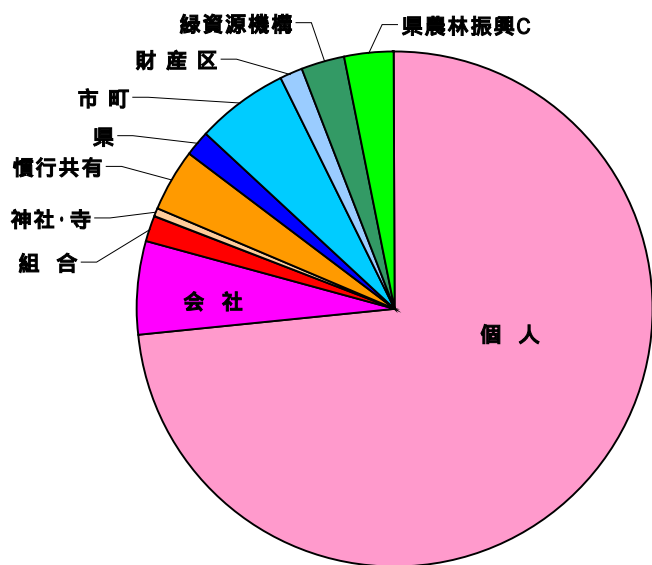
### (3) 林業経営を取り巻く状況

#### 森林の所有形態の現状

国有林を除いた森林を所有形態別にみると、個人有林が最も多く73%となっています。

県・市町等が所有する公有林は9%、緑資源機構、県農林振興センターが所有する森林がそれぞれ3%となっています。

【所有形態別森林面積】



区分	面積 (ha)	構成比
個人	414,248	73.4%
会社	33,053	5.9%
組合	7,878	1.4%
神社・寺	4,283	0.8%
慣行共有	21,462	3.8%
県	8,782	1.6%
市町	33,307	5.9%
財産区	8,583	1.5%
緑資源機構	15,318	2.7%
県農林振興C	17,120	3.0%
計	564,034	100%

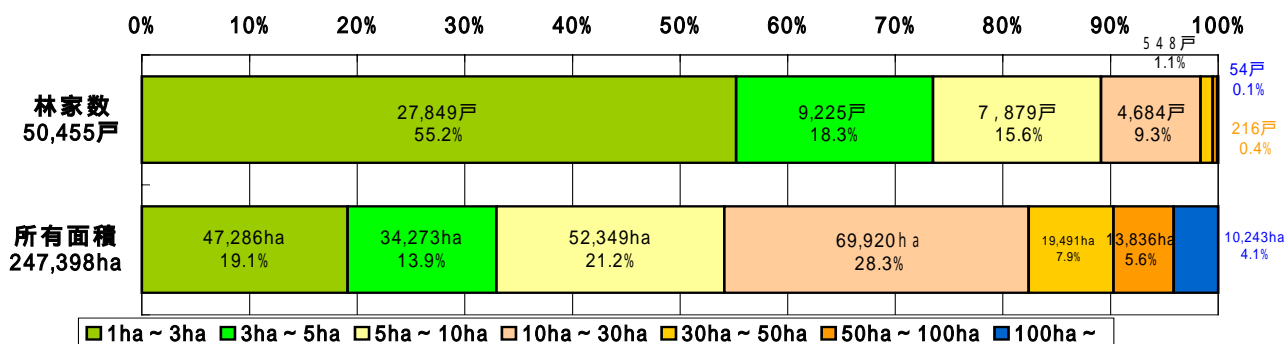
#### 所有規模別の林家数・面積の状況

林業経営は、賃金や資材価格など支出経費が上昇する反面、木材価格は低下しており、厳しさが増えています。

林家数は、50,455戸（全国第1位）で、その6割以上が農業を営んでおり、山林の保有面積は5ha未満の林家が全体の7割を占めており、その規模は零細です。

また、林業後継者として農山村に定住し、地域林業のリーダーとして重要な役割を担っている林業研究グループは平成17年度現在33グループで、その構成員は275人となっており、これは昭和60年の550人に比べ50%と著しく減少しています。

【所有規模別の林家数・面積の割合】



(引用文献) 2000世界農林業センサス

## 素材生産量と素材価格の状況

広島県の木材（素材）価格は、高度成長期の木材需要の拡大とともに上昇し、昭和 55 年に最高値になっており、その後下落しています。

昭和 60 年頃から平成 2 年にかけては、上昇をみたものの、平成 2 年後半以降は、円高の影響、外材の大量入荷等を背景に価格は下落に転じ、低水準で推移しています。

また、平成 2 年以降の推移でみると、特にヒノキ中丸太の下落が目立っているほか、平成 17 年の価格は、昭和 55 年と比べるとスギで 36%、ヒノキで 29%の水準まで下落しています。

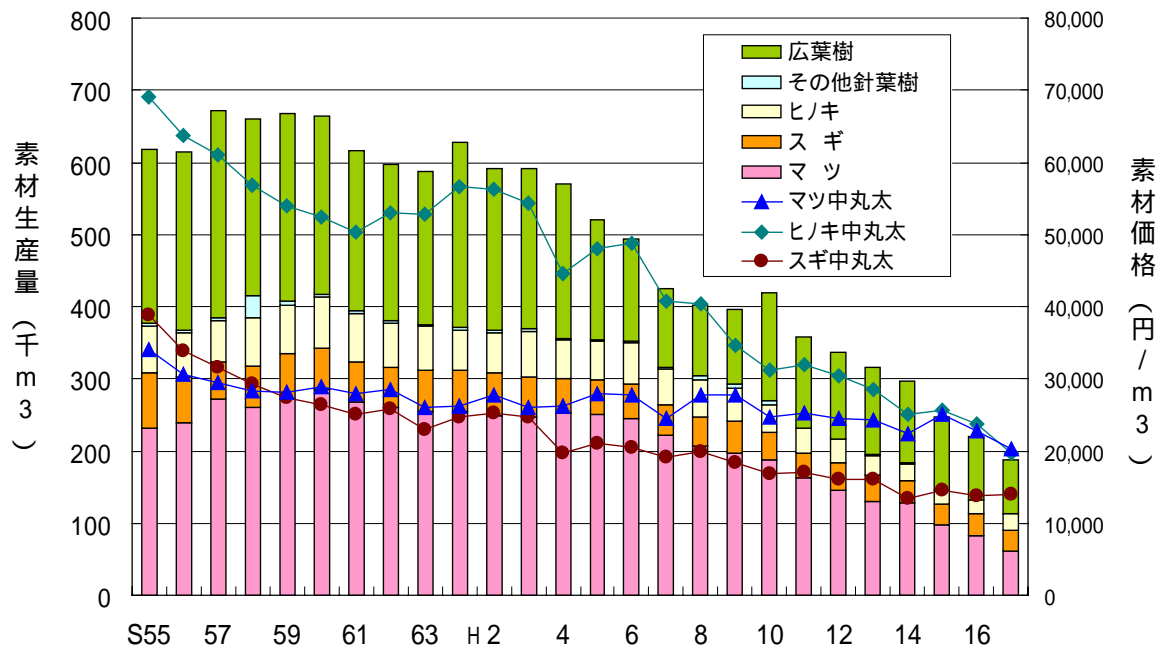
素材生産量は、平成 2 年以降減少傾向が続く中で、平成 10 年はやや持ち直しましたが、これは広葉樹の生産が大幅に増加（対前年比 44%増）したためで、製材用材の主体である針葉樹の生産は減少傾向が続いています。

平成 17 年度においては素材生産量が減少傾向にある中、平成 17 年の製材用材であるスギは前年と生産量が同じで、ヒノキは若干増加（対前年比 10%増）しています。平成 17 年の主な樹種別生産割合は、スギ 15.4%、ヒノキ 11.7%、マツ 32.4%で、全生産量の 59.5%を占めています。木材価格の低迷、下落に伴う収益性の低下は、林家の経営意欲に影響を及ぼしているほか、木材価格の低迷、下落により素材生産量が伸びない状況にあります。

また木材供給量の 7.5%（平成 16 年）となる県産材生産量は、木材価格の低迷や労働力の減少、高齢化等により年々減少する傾向にあります。

本県の外材依存率は、木材供給量全体の 90%（平成 16 年）を占め、依然として高くなっています。近年、素材（丸太）の輸入量は減少し、木材加工製品の輸入が増大しており、県内製材業等木材産業の体質強化が必要となっています。

【広島県の素材生産量と素材価格】



#### (4) 森林災害の状況

平成 16 年の台風 18 号及び 23 号の来襲により、県北部を中心にスギ・ヒノキの人工林において、風倒木被害が発生しました。このような森林は 大雨等による倒木の流出や土砂崩壊等の二次災害などの森林災害を引き起こす危険性が指摘されています。

#### 【最近の台風による風倒木の状況】

区 分	被害面積(ha)	被害額(千円)
台風18号(H16)	23	18,783
台風23号(H16)	436	259,445
計	459	278,228

#### 【台風による被害の状況】

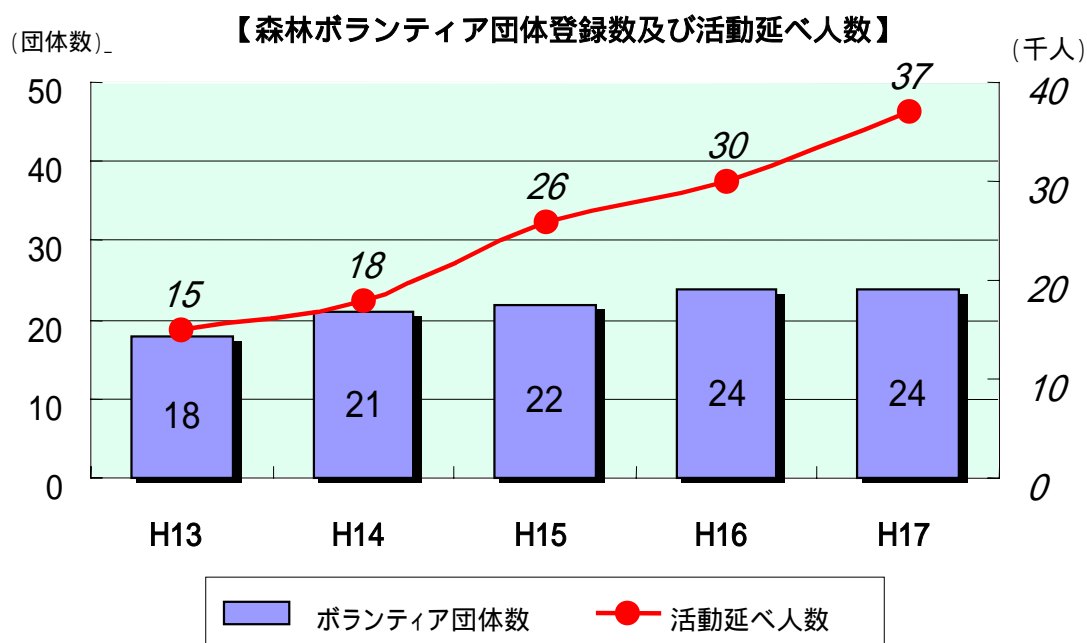
風害を受けた森林



### 3 県民参加の森づくりの状況

県においては、従来の木を植えることを中心とした取組みから、森林の持つ公益的な役割等の普及・啓発など幅広い取組みへと移行し、森林インストラクターの認定や、緑の少年団の育成など、「緑化」の推進体制を整備しているところです。

そのような中、近年の地球環境への関心の高まりを背景に、自発的に森林整備を行う森林ボランティアや企業等の活動も徐々に広がりを見せており、今後とも、幅広い県民の参加による森づくりを進めていく必要があります。



【ボランティアによる森林整備の状況】

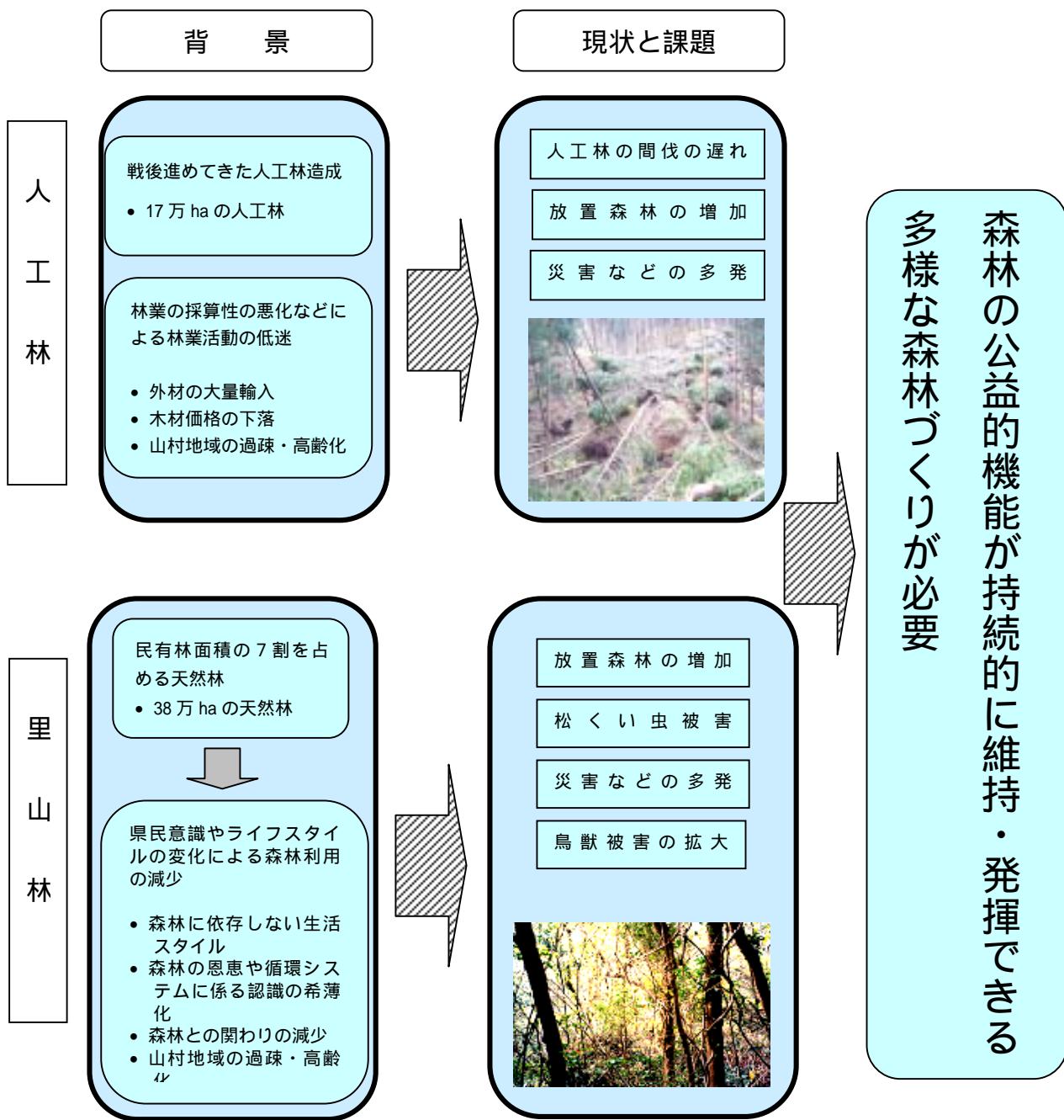


# 第3章 ひろしまの森づくりの必要性

## 1 新たな取組みへの背景

### (1) 多様な森林整備の期待

本県の森林は、前章で述べたとおり木材価格の長期低迷やライフスタイルの変化に伴い、森林の手入れが不十分となるなど、森林の持つ県土の保全、水源かん養等の公益的機能の低下が懸念される一方で、災害防止や地球温暖化防止のほか森林環境教育の場として森林への県民の期待が高まるなど、森林の状況に応じた多様な森林づくりが求められています。





## (2) 他県における新たな森林整備等への取組み

平成 15 年度の高知県での取組みを皮切りに、平成 18 年度までに既に 16 県が「森林環境税」等の独自課税を導入し県独自で森林の保全・整備等の取組みを進めています。(平成 19 年 1 月現在本県以外に 23 県が導入(議決済み・未施行を含む。))

各県の事業内容を見ると、ほとんどの県において人工林の間伐対策や針広混交林化、また、県民意識の醸成を図るためのソフト事業に取り組んでいます。

### 【他県における森林環境税等の制度の概要】

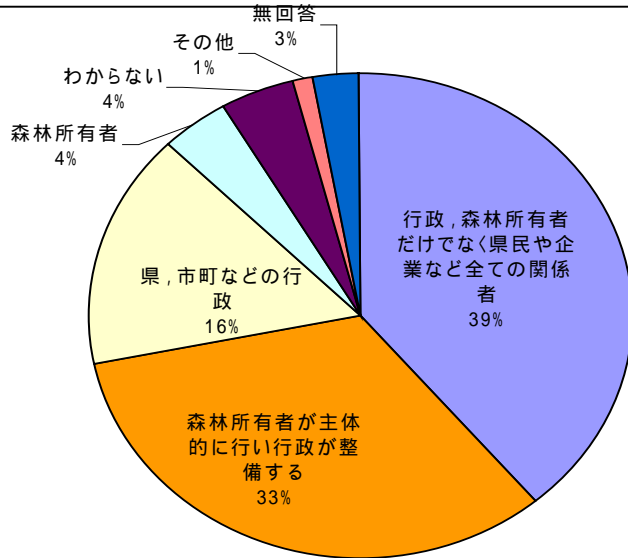
都道府県	創設年度	税の名称	上乗せ税率		H18 事業費 ( )内 は見込  億円/年	事業内容の概要													
			個人 (年額)	法人 (税率)		人工林対策		里山等対策			間伐材利用対策	環境緑化対策	県民意識の醸成	担い手育成	試験研究	その他			
						間伐	針広混交林化	風雪害被害木整理	荒廃林整備	松くい虫被害・竹林整備							県民の整備・体験	森林環境学習	
鳥取県	H17	森林環境保全税	300円	3%	1.2														
鳥根県	H17	水と緑の森づくり税	500円	5%	1.9														
岡山県	H16	おかやま森づくり県民税	500円	5%	5.3														
山口県	H17	やまぐち森林づくり県民税	500円	5%	3.8														
岩手県	H18	いわての森林づくり県民税	1,000円	10%	5.0														
福島県	H18	森林環境税	1,000円	10%	6.4														
静岡県	H18	森林づくり県民税	400円	5%	6.5														
滋賀県	H18	琵琶湖森林づくり県民税	800円	11%	4.0														
兵庫県	H18	県民緑税	800円	10%	17.5														
奈良県	H18	森林環境税	500円	5%	2.1														
愛媛県	H17	森林環境税	500円	5%	3.4														
高知県	H15	森林環境税	500円	500円	1.8														
熊本県	H17	水とみどりの森づくり税	500円	5%	4.2														
大分県	H18	森林環境税	500円	5%	1.7														
宮崎県	H18	森林環境税	500円	5%	1.7														
鹿児島県	H17	森林環境税	500円	5%	3.9														
神奈川県	H19	(名称なし)	300円	なし	(38.0)	( 検 討 中 )													
富山県	H19	水と緑の森づくり税	500円	5%	(3.3)														
和歌山県	H19	紀の国森づくり税	500円	5%	(2.6)														
山形県	H19	やまがた緑環境税	1,000円	10%	(5.4)														
石川県	H19	いしかわ森林環境税	500円	5%	(3.6)														
長崎県	H19	ながさき森林環境税	500円	5%	(3.2)														
福岡県	H20	福岡県森林環境税	500円	5%	(13)														

神奈川県個人県民税は均等割として300円、所得割には700万円までの部分に0.032%(0~2,200円)を課税する。

### (3) 県民の意識の醸成

平成 17 年度に行われた県政世論調査によると、森林の手入れを誰が担うべきかの質問について、行政や森林所有者だけでなく、県民や企業などすべての関係者が担うべきと答えた方が最も多く（38.8%）なっており、幅広い県民参加による森づくりが必要であるとの認識が浸透していることがうかがえます。

問 2 6 あなたは、森林の持つ様々な機能を発揮させるため、必要な森林の手入れを誰が担うべきだとおもいますか。次の中から当てはまるものを、1つ選んでください



平成 17 年度県政世論調査  
調査時期 平成 17 年 8 月 4 日～8 月 19 日

また、県では平成 18 年 10 月 22 日に第 30 回全国育樹祭を開催したところですが、森林ボランティア等による会場周辺の森林整備や農業高校等による会場を飾る花の栽培など、準備段階から県民参加による会場づくり活動を展開してきました。特に、育樹祭開催当日には、廿日市市吉和の「もみのき森林公園」をはじめとする県内 5 箇所に森林ボランティア団体等が自ら企画・運営するサテライト会場を設け、多くの県民の皆様に参加していただいたところです。

このような活動を契機として、県民全体で森林を守り育てる意識が高まってきています。

#### 【第 30 回全国育樹祭サテライト会場の状況】

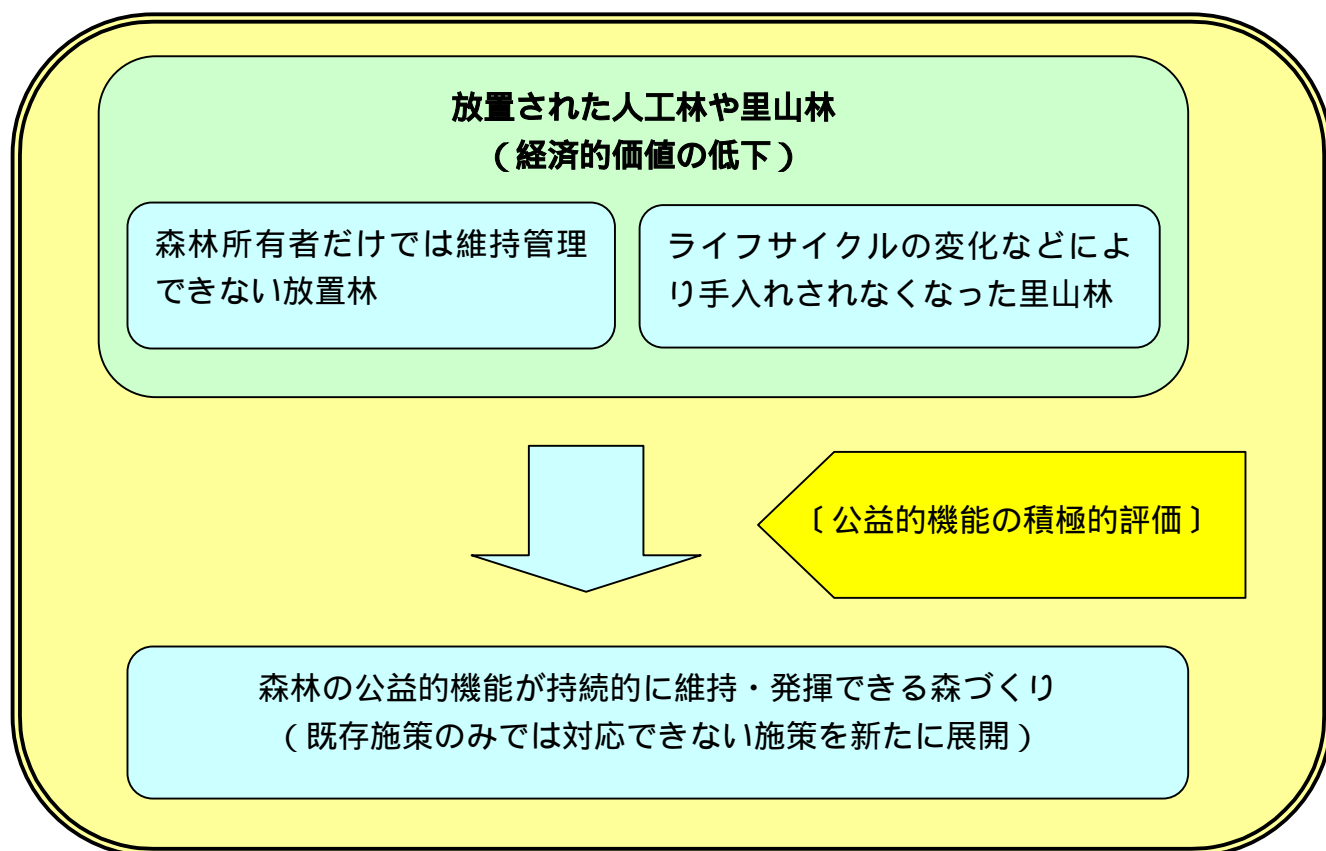


## 2 新たな取組みの必要性

かつては、林業の営みや薪炭材の伐採・落葉の採取等を通じた地域住民の日常生活の中での森林の手入れが循環的・継続的に行われ、森林の公益的機能の維持・発揮が図られてきました。

しかしながら、ライフサイクルの変化に伴い管理不十分となった里山林など林業経営の対象とならない森林が存在するほか、木材価格が低迷する中、林業経営への意欲の減退により管理が放棄され、荒廃が進んでいる人工林も増加してきています。このような森林については、森林の所有者の努力に期待するだけでは、森林の公益的機能を発揮させるための維持管理が困難な状況にあります。また、近年は不在村森林所有者の増加などにより、実態が把握できない森林も増えてきており、早急な対策が求められています。

このような状況の中で、今後とも森林の公益的機能を持続的に維持・発揮させていくためには、既存施策の枠を越えた新たな取組みが必要となってきています。



## 3 新たな取組み(ひろしまの森づくり事業)の基本方向

### (1) 基本的枠組み

広島県では平成12年3月に策定した「広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画」を昨年(平成18年)3月に見直し、平成18年度から「業」対策の充実により「産業として自立できる農林水産業」を目指すべく思い切った農林水産業の構造改革を推進しているところです。

この中で林業については、小規模零細な所有形態が大半を占める本県林業の実態を踏まえ、施業の集約化・効率化のため、森林を団地化し、長期施業受託などにより所有と経営の分離を促進し、林業生産の低コスト化による効率的で安定的な林業経営の確立を目指した取り組みを行っているところです。

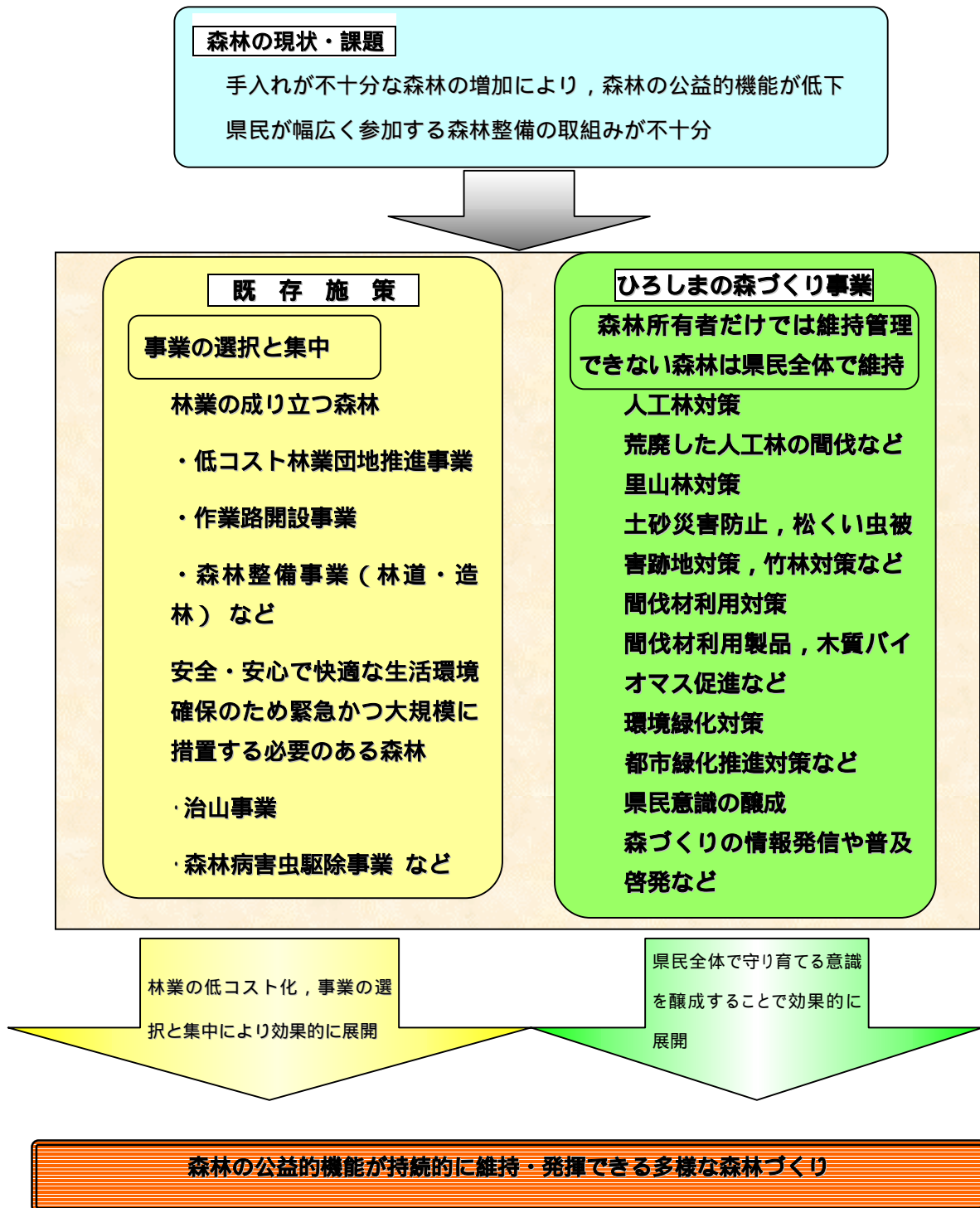
また、安全・安心で快適な生活環境を確保するため、緊急かつ大規模に措置する必要がある森林については治山事業や森林病虫害駆除事業などにより、その対策を図っているところです。



このような既存の施策については、引き続き、一層の選択と集中を図りながら進めていくこととしています。


一方で、森林所有者が管理を放棄したまま放置されている人工林や里山林など、森林所有者だけでは維持管理が困難となっている森林については、すべての県民が森林の持つ公益的機能を楽しんでいるという認識の下、県民全体で維持していく新たな施策を展開し、県民の理解と参加を得ながら、森林の公益的機能を持続的に維持・発揮させることができる多様な森林づくりが必要となってきています。

### 【ひろしまの森づくり事業の概念図（既存事業とのすみわけ）】



なお、次の表は人工林や里山林の現状・課題、施策の方向や実施方針の基本的な考え方を整理したものです。

手入れのなされないまま放置されたスギ・ヒノキの人工林（6万ha）や、里山林（35万ha）については、森林の公益性の維持・増進を図るため、環境に貢献する森林として新たな取組みを行います。

現状と課題		施策の方向	実施方針	
<b>人工林</b> （スギ・ヒノキ） 14万ha  間伐の遅れ 放置森林の増加 災害などの多発	手入れが なされて いる森林 8万ha	<b>林業の成り立つ森林</b>  森林の所有と経営の分離を促進し、効率的で持続的な林業事業体に経営を集約	<b>既存事業</b>	選択と集中を図り、既存施策で対応
	手入れが なされて いない森林 6万ha	<b>環境に貢献する森林</b>  森林所有者だけでは維持できない森林は、県民全体で維持		
<b>里山林</b> （天然林，マツ・広葉樹の人工林） 35万ha  放置森林の増加 松くい虫被害 災害などの多発 鳥獣被害の拡大				県民生活に与える影響の高い森林から、計画的に人工林の再生を図るとともに、地域のアイデアと参加による新たな森づくりを実施 

森林の有する公益的機能を持続的に発揮

注1) 人工林・里山林の面積には国有林は含まれていない。

注2) 里山の面積は、林業白書等の定義を参考として、一般公道・林道から500m以内の距離にある森林面積を集計して算出した。

（参考）里山・里山林の定義

出典元	名称	定義
林業白書（林野庁）	里山林	居住地近くに広がり、薪炭用材の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民に継続的に利用されることにより維持・管理されてきた森林である。
日本の里地里山の調査・分析について（環境省）	里地里山	里地里山とは、都市域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落をとりまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念である。（国土の4割程度を占める）
森林情報の整備に関する調査（国土庁）	里山林	国土を10km四方のメッシュで地帯区分し、メッシュ内の70%以上が森林の地域を「森林主体地域」と区分。 この区分の中で、まず、メッシュ内人口5千人未満、人工林率40%未満の森林を「奥山林」と区分。 奥山林以外のメッシュ人口3万人未満、人工林率40%未満の森林を「里山林」としている。 （この分類では、この他に「森林主体地域」を「都市近郊林」と「人工林」に分けている。）
広辞苑 第5版（岩波書店）	里山	人里近くにあり、人々と結びついた山・森林。 また、比較的近い言葉で「里林」と言う言葉があり、意味は、「里に近い林」とある。

## (2) 新たな森づくりの施策方針

新たな森づくりの施策として、本県の森林を取り巻く現状と課題を踏まえ、次に掲げるような対策に取り組むこととします。

手入れのなされていない人工林（スギ・ヒノキ）については、放置しておく公益的機能の低下を招き将来の県民生活に影響を与えることなどから、環境に貢献する森林として、その公益的機能を維持・発揮させるための間伐などの対策

手入れ不十分な里山林は生活環境の悪化や鳥獣被害などの県民生活への影響が懸念されることから、里山林の整備や保全活用などの里山林対策

森林ボランティア活動への理解と森林環境に関する関心が高まりつつある中、一層の県民参加を促進するため森林への関心を高める機会となる森林・林業体験活動支援対策

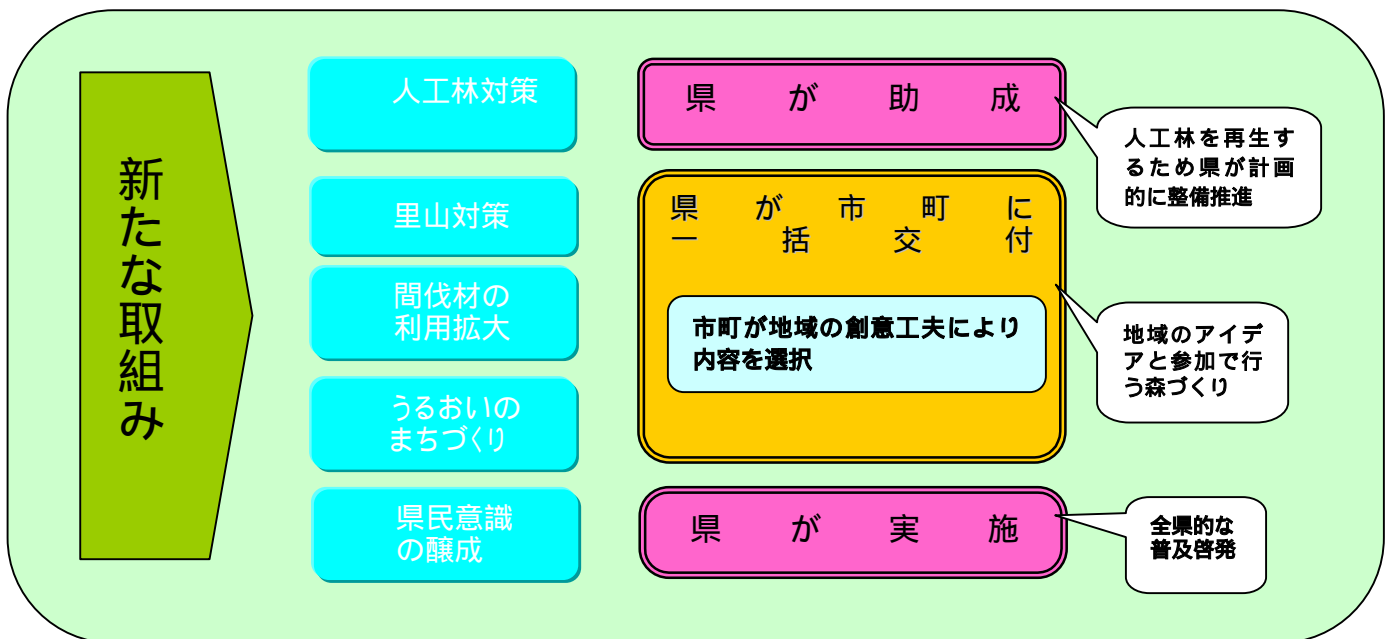
木材価格が低迷し利用拡大が図られないことが、森林所有者の施業意欲の低下などにつながっていることなどから、これらの対策としての県産間伐材利用拡大対策

都市部等の生活空間においても、身近な緑を感じることができるようにするための環境緑化対策  
森づくりに関する情報発信や普及啓発など県民意識の醸成に必要な対策

の人工林の対策については県内全体の状況を踏まえて市町を通じて森林所有者等に補助し、計画的な推進を図ります。 の里山林の対策や ~ の森林・林業体験活動支援対策、間伐材利用拡大対策、環境緑化対策については、地域住民からの様々なニーズに対応するため、市町で、地域の創意工夫により個性豊かな施策展開を図ってもらうこととします。

このため、これらの対策については市町において比較的自由度の高い事業実施が可能となるよう、県から市町に交付金を一括交付し、それにより施策を実施してもらうこととします。

また、 の県民の皆様への森林に対する意識の醸成を図るための対策については、全県的に統一的・効果的な実施を図るため、県が直接行うこととしました。



### (3) 財源負担のあり方

新たな森づくりの取組みを進めるためには、一定規模の財源を安定的に確保することが必要になります。

このため、既存の取組みについては集中と選択を図る一方で、県民参加による新たな取組みを行うための財源をどのように確保すべきかについて、次のとおり検討を行いました。

#### 負担の考え方

森林の公益的機能の維持・増進を推進するための費用負担のあり方については、森林の公益的機能の恩恵が県民に広く及ぶことから、「受益者負担」の考え方に基づいて検討することが適当と考えました。

- ・原因者負担～荒廃した森林はその所有者に原因があるため所有者が負担
- ・受益者負担～森林保全はその恩恵を受ける不特定多数の者で負担

#### 負担の方法

費用負担の方法としては、 使用料・手数料 負担金・分担金 募金・寄附金 税制措置の4つの手法について検討を行いました。

手法	検討内容
使用料・手数料	森林の公益的機能の受益は、多くの県民に広く及び、特定の施設の使用に発生するものに限らず、特定の者に対する役務の提供にも当たらない。
負担金・分担金	負担金、分担金は、一般的に特定の事業の経費に充てるため、その事業から特別の利益を受ける者から徴収するもので、不特定多数又は全体に利益が及ぶ場合には徴収することができない。
募金・寄附金	善意により任意的に納められるものであり、収入も安定していない。
税制措置	「税」は、県民が共に暮らし、社会全体を維持していくための会費的なものである。

その結果、 県民が公平に負担することが可能であること、 収入が継続的・安定的に確保され施策が計画的に推進できること、 県民一人ひとりが森林への理解や関心をより一層高め、森林を社会全体で守り育てる意識も醸成することができること、 ことから税制度が妥当との結果を得ました。

#### 税体系

森林の公益的機能の恩恵はすべての県民が広く享受しており、その維持・発揮のための施策の効果は県民全体に及ぶことから、受益者であるすべての県民の皆様幅広く負担していただくことが適当と考えられます。また県民の皆様幅広く負担していただくためには、過度な負担とならないよう配慮する必要があります。その他県の状況も参考としながら、仕組みの簡便さや徴税コストについても検討を加えました。

その結果、県民税均等割は、行政サービスを受ける対価として、地域社会の費用の一部を等しく分担する会費としての性格を有しており、新たな森づくり事業のための費用として、県民全体が負担するという導入の趣旨に合致すること、また法定外目的税と比べ既存の税制を活用することから課税や徴収に係る事務負担やコストを低く抑えられること、更には非課税制度があるため生活保護者等に対し課税上の配慮を行うことができる利点もあることから、新たな森づくりへの財源として「県民税均等割超過課税方式」により課税を行う「ひろしまの森づくり県民税」を創設することとしました。

## 第4章 ひろしまの森づくり事業の実施方針

### 1 人工林対策（環境貢献林整備事業）

#### （1）実施方法

スギやヒノキの人工林（約14万ha）のうち、15年以上手入れがなされず放置され緊急に間伐を要する16年～60年生の森林（約6万ha）を対象に、県が県内全体の状況を踏まえて市町を通じて森林所有者等に補助し、計画的な事業推進を図ります。

#### （2）事業内容

対象となる人工林のうち、現地の状況から、継続してスギ・ヒノキの森林として維持できると判断される森林については、上層木を健全に育成させ下層植生を回復させる目的で、30%以上（本数比）の間伐を実施し、健全な人工林へ誘導します。

一方、地形条件（急勾配など）が厳しいなどスギ・ヒノキの人工林として維持することが困難な森林については、広葉樹への樹種転換を図る目的で40%以上（本数比）の強度間伐を実施し、広葉樹の成育を促進して針広混交林へと誘導します。

また、これらの事業とあわせて行う簡易な作業路の開設及び防災機能の向上を目的とした簡易な木製小構造物の設置、また風雪害による被害木の処理も不離一体の事業として、あるいは公益的機能の向上の見地から事業内容に含めることとします。

なお、対象となる森林は、手入れがなされず放置されている森林であることなどから、森林所有者への働きかけが特に重要になります。このため、事業の円滑な推進に要する森林所有者の意向調査や現況調査などの事業も実施します。

区 分	事 業 内 容
間伐による人工林健全化	間伐（30%以上）を行い、健全な人工林に誘導
強度間伐による針広混交林化	強度間伐（40%以上）を行い、広葉樹の成育を促進し針広混交林に誘導
被害木処理	風雪害による被害木の伐倒・整理
作業路開設	上記～の事業を実施するために必要な簡易な作業路の開設
間伐材を利用した木製小構造物設置	上記～の事業実施にあわせて、防災機能の向上を目的とする、間伐材を利用した簡易な木製小構造物の設置
事業推進費	不在村森林所有者等への森林整備実施の意向調査や森林の現況調査など

#### （3）実施条件

今回の税事業により整備される人工林については、森林所有者と市町との間で20年間の皆伐制限森林以外への転用禁止 森林体験活動の使用への協力などを内容とする協定の締結を事業実施の条件とし、該当森林の私権に一定の制限を設けることにより、環境貢献林として森林の公益的な働きを継続的に維持するとともに、森林の体験活動などの関係事業の推進に所有森林を提供することなどに協力していただきます。

#### (4) 助成内容

整備に必要な定額を助成するものとします。

ただし、上記(2)の表中の 及び の事業については、1ヘクタール当たり1万円を森林所有者に負担していただきます。

## 2 里山林対策等

### (1) 実施方法

アカマツや広葉樹などの里山林の整備や間伐材利用対策、環境緑化対策については、地域のニーズに応じ、創意工夫により、市町等で地域の実情等を踏まえて事業を実施していただくこととします。

### (2) 事業内容

#### 里山林整備事業

手入れ不十分な農山村地域や都市近郊の里山林(32万ha)、マツ・広葉樹などの人工林(3万ha)について、土砂災害防止、生物多様性の保全、鳥獣被害防止、自然とのふれあい等を目的とした森林整備(除間伐、広葉樹等植栽、歩道整備等)を実施し、里山の生活環境及び自然環境の保全を図ります。

区 分	事 業 内 容
放 置 森 林 整 備	手入れがされず放置された森林の保全(除間伐、植栽、下刈、作業路の整備等)
松くい虫被害跡地整備	松くい虫被害跡地における、里山の景観等の保全(枯損木処理、植栽、下刈等)
竹 林 繁 茂 防 止	拡大する竹林について、発生源対策や森林の復旧(竹林の伐採・集積等)
里 山 活 用 林 整 備	自然とふれあい、自然を体験できる身近な里山林について、景観及び野生生物環境保全や利用促進(除間伐、補植、歩道整備、県産間伐材利用施設の設置等)
鳥 獣 被 害 防 止 バッファゾーン整備	有害鳥獣生息の場となっている里山林の整備による農作物被害の防止(除間伐、下刈等)

#### 里山保全活用支援事業

住民団体やNPO等自らの企画・立案による取組みや企業による社会貢献活動を支援し、住民参加型の里山林の保全活用のための活動を促進します。

事 業 名	事 業 内 容	実 施 主 体
里 山 保 全 活 用 支 援 事 業 (ソフト事業)	里山の保全活用に関する住民団体やNPO等の自らの企画・立案による取組みを支援 (整備活動に必要な施設、機械、器具の整備、下刈、歩道、その他活動に要する諸経費等)	森林整備を行う団体(住民団体、NPO、企業等)、市町

#### 森林・林業体験活動支援事業

森林の機能や林業について学ぶ場を設けることにより、県民参加の森づくりについての意識の醸成を図ります。

事 業 名	事 業 内 容	実 施 主 体
森 林 ・ 林 業 体 験 活 動 支 援 事 業 (ソフト事業)	森林・林業体験活動、森林・林業学習の実施 活動に必要な器具の整備 等	森林整備を行う団体(住民団体、NPO、学校法人等)、市町

### 間伐材利用対策事業

公共施設や学校施設への県産間伐材の利用や、製材端材等の活用促進に対し支援し、木製品の利用拡大を推進します。

区 分	事 業 内 容
県産間伐材木製品普及促進事業	県産間伐材を使用した木製品の公共施設への設置に対する支援による県産間伐材の木製品の利用推進（県産間伐材木製品購入補助等）
学校施設木質化推進事業	新設・改修時における学校施設への県産間伐材利用推進（学校内装材への県産間伐材使用に対する助成等）
木質バイオマス普及支援事業	製材端材等の活用推進（製材端材を活用した木材乾燥施設や木質ペレット製造施設等の普及に対する支援等）

### 環境緑化支援事業

都市部等における県民生活に身近な生活環境の緑化推進を図ることにより、身近な森づくりの契機とし、県民参加の森づくりへの意識の醸成を図ります。

区 分		事 業 概 要	事 業 主 体	事 業 内 容
公共緑化	公共施設緑化	広く県民が利用する公共施設や公的空間において、屋上緑化や壁面緑化、敷地緑化を図る場合に助成	市町が実施	建築物の屋上緑化及び壁面緑化 敷地内の緑化 道路や河川沿線の緑化
	公的空間緑化		市町が事業者に助成	建築物の屋上緑化及び壁面緑化 敷地内の緑化
緑化支援		住民団体等が行う緑化活動に対する支援	市町が事業者に助成	住民団体やNPO等が行う緑化活動 地域住民が地域内全体で協働して行う地域緑化活動

### (3) 実施条件

「ひろしまの森づくり県民税」は、森林の持つ公益的機能の維持増進を図るための施策に要する経費に充てる財源であり、当該税収及びその用途については、他の予算と明確に区分することとします。

このような税の趣旨に鑑み、国庫補助事業及び県単独事業の実施に係る市町分の財源に充てることはできないこととします。

また、原則として交付金事業の半分以上を、前記(2)の表に掲げる放置森林整備、松くい虫被害跡地整備及び竹林繁茂防止に係る事業に充てることとします。

なお、森林整備の実施にあたっては、森林所有者に対し、伐採制限など私権に一定の制限を加えることとします。

### (4) 助成内容

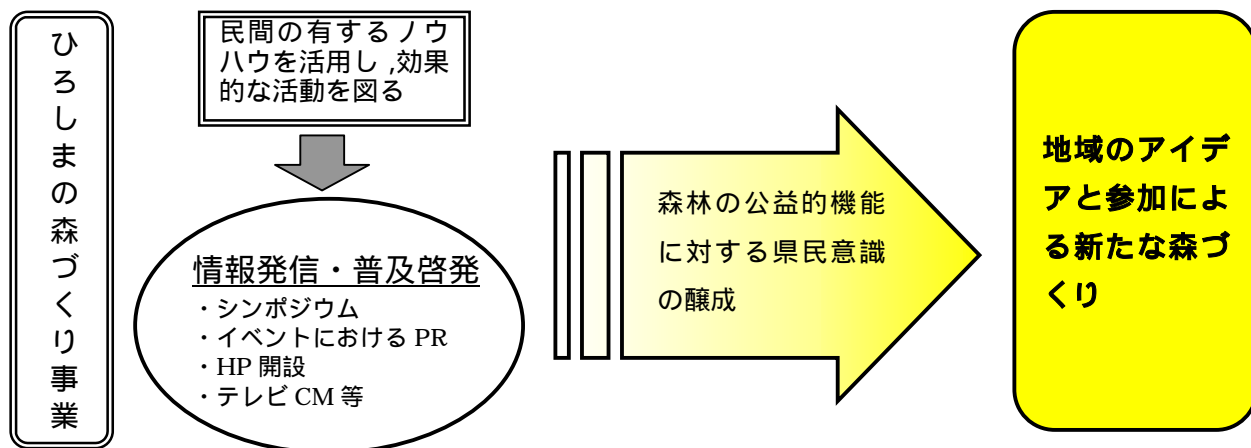
市町で比較的自由度の高い施策展開を可能にするため、細部の事業内容や助成率を定めず、市町に交付金を一括定額で交付することとします。

また、都市と農村が連携して森林・林業活動を行う場合や、当初交付された交付金額を超えて、間伐材利用対策などの事業を行う場合、その他(2)の～に掲げた事業以外の事業を実施しようとする場合に、市町の申請に基づき対応できるよう、交付金全体の1割程度の特認事業枠を設けます。



### 3 県民意識醸成対策

県民全体が享受している県土の保全や水源かん養など森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、マスコミなど民間事業者の有するノウハウを活用し、県民に対して森林・林業に関する意識啓発や事業内容等についての情報提供を行うことにより、県民の共有財産である森林を県民全体で守り育てる意識の醸成を図ります。



## 第 5 章 ひろしまの森づくり事業基本計画

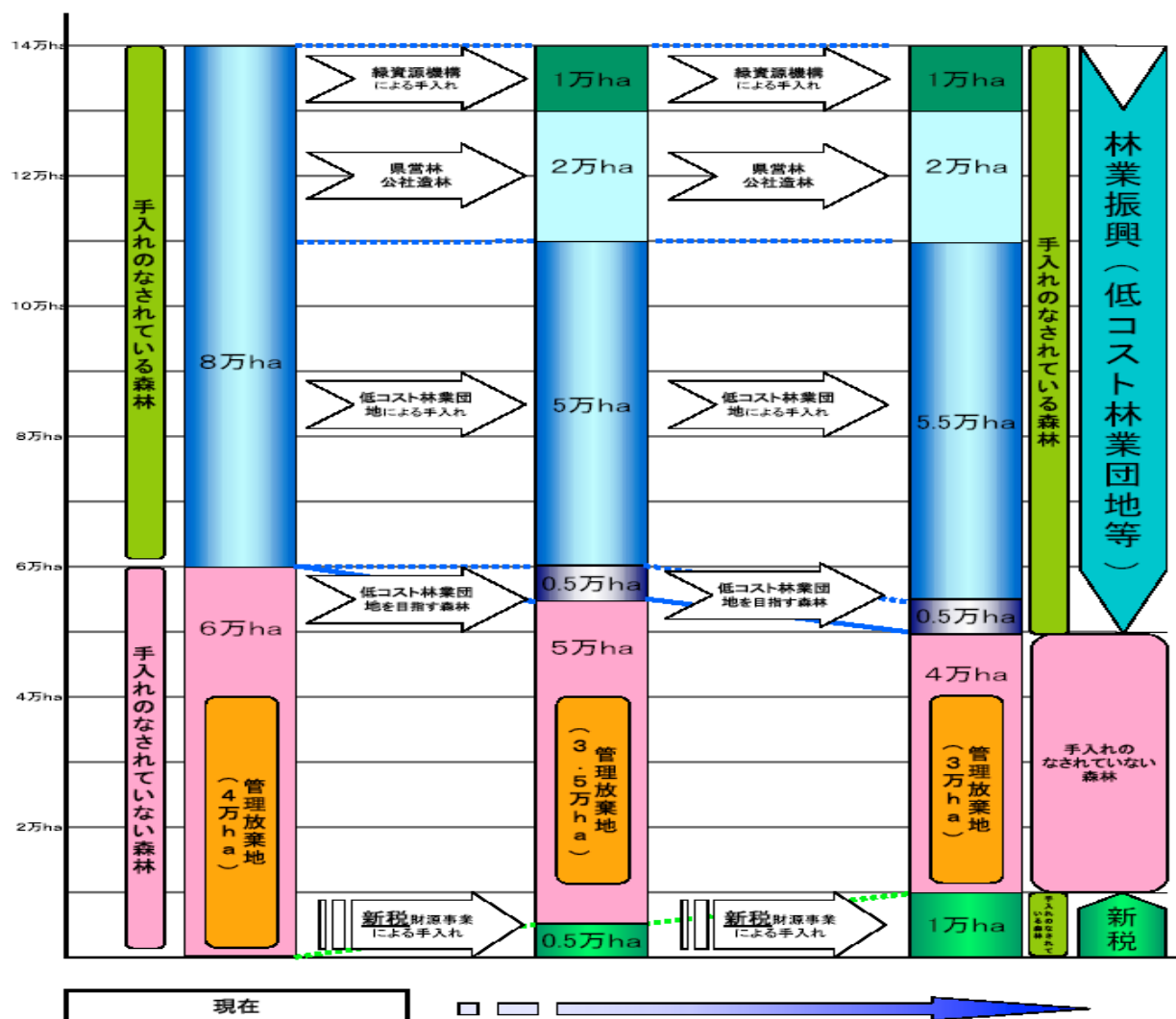
### 1 人工林対策（環境貢献林整備事業）

事業効果を考慮し，人家などの保全すべき対象に近い森林や災害の危険性の高い溪流の森林など，県民の生活環境に与える影響の高いところから，整備の緊急度を勘案し，5 年間で約 5,000 ha について計画的に実施します。

【環境貢献林整備事業計画】

区 分		平成 19 年度	平成 20 年度以降	5 カ年計
環境貢献林整備事業	事業量	7 2 5 ha	4, 2 7 5 ha	5, 0 0 0 ha
	事業費	2 . 9 億円	1 6 億円	1 8 . 9 億円

<ひろしまの森づくり事業の導入による人工林の再生イメージ>



ひろしまの森づくり事業の取組みに併せ，森林の状況から林業として成り立ちうる森林については，既存の国補事業等を活用して整備し，多様な森林整備により本県森林の公益的機能の維持・増進を図ります。

## 2 里山林対策等

### (1) 事業推進計画

市町の創意工夫による自由度の高い事業実施を可能にするため、市町が次の表の区分欄に掲げる5つの事業メニューを基本として地域の実情に応じて事業実施できる制度とします。事業の仕組みや助成率等については本事業の趣旨に沿うものであれば、市町の自由な制度設計に委ねます。

なお、県民参加の森づくりを促進するため、里山保全活用支援事業又は森林・林業体験活動支援事業を各市町で1つ以上は実施するよう努めなければならないこととします。

#### 【交付金事業の全体事業計画】

(単位：千円)

区 分		平成19年度	平成20年度以降	5ヶ年計
交 付 金 事 業	里 山 林 整 備 事 業	264,000	1,400,000	1,664,000
	里山保全活用支援事業			
	森林・林業体験活動支援事業			
	間伐材利用対策事業			
	環境緑化支援事業			
	特 認 事 業	26,000	200,000	226,000

### (2) 交付金配分計画

#### 配分方針

交付金の配分(特認事業枠を除く。)については施策対象である森林を基本として、面積に応じて交付金額を算出することとし、国・県等が直接経営している国有林、県有林、いわゆる公団造林を除いた面積で算定します。

また、森林面積が少ない市町においても、一定の事業規模を確保するための最低基準額を設けるとともに、人口に応じて基本額に加算します。

#### 平成19年度配分計画

平成19年度の交付金については、次の基準により配分するよう計画しています。

##### ア 事業費配分について

(ア) 市町交付金の総額は、全体事業費の約2分の1とする。

(イ) 交付金総額のうち、概ね1割程度を市町が特に提案して事業実施する特認枠として保留する。

##### イ 市町配分の考え方について

(ア) 個人県民税超過課税税収の約1割相当額を基本配分枠に充てることとし、残りの額は森林面積で配分する。

(イ) 基本配分枠については、最低基準額として200万円を各市町に一律配分し、残りの額を人口割加算する。

(ウ) 平成19年度の税収は平年度ベースの約7割となるため、平成19年度の交付額は、同じ比率で割り落とす。

【各市町別人口及び森林面積（参考）】

市 町 名		人 口		対象森林面積	
		(人)	(%)	(ha)	(%)
広島市		1,154,595	40.1	54,686	10.1
安芸郡	府中町	50,737	1.8	424	0.1
	海田町	29,140	1.0	529	0.1
	熊野町	25,102	0.9	1,926	0.4
	坂町	12,400	0.4	716	0.1
大竹市		30,282	1.1	5,701	1.1
廿日市市		115,529	4.0	32,644	6.0
呉市		251,009	8.7	17,098	3.2
江田島市		29,936	1.0	5,077	0.9
安芸高田市		33,090	1.2	37,713	7.0
山県郡	安芸太田町	8,237	0.3	26,487	4.9
	北広島町	20,858	0.7	49,839	9.2
竹原市		30,655	1.1	7,662	1.4
東広島市		184,423	6.4	36,612	6.8
豊田郡	大崎上島町	9,238	0.3	1,462	0.3
三原市		104,197	3.6	27,489	5.1
尾道市		150,232	5.2	14,060	2.6
世羅郡	世羅町	18,860	0.7	18,694	3.5
福山市		459,015	16.0	22,489	4.2
府中市		45,189	1.6	12,675	2.3
神石郡	神石高原町	11,591	0.4	26,728	5.0
三次市		59,296	2.1	52,780	9.8
庄原市		43,151	1.5	86,443	16.0
県合計		2,876,762	100.0	539,934	100.0

注1) 人口は平成17年調査のもの。

注2) 民有林面積は地域森林計画書（林業振興室，平成18年4月1日）により，対象森林面積は県有林及び緑資源公団有林を除く。

### 3 事業実施期間

事業実施期間は5年間とします。

今回のひろしまの森づくり事業については，森林の公益的機能の維持・発揮を目的として設けられた税制度に基づくものであり，施策の事業効果を検証するとともに，森林を取り巻く情勢や国の施策などの状況を踏まえ制度のあり方について，見直しを行うものとします。

#### 4 全体計画

平成19年度については課税初年度で税収が平年度ベースを下回るため、約5.9億円を予定しています。

平成20年度以降の事業費は約8.1億円（平年度ベース）を予定しています。

#### 【ひろしまの森づくり事業の全体事業費】

（単位：千円）

区 分		平成19年度	平成20年度以降	5カ年計
人工林対策	環境貢献林整備事業	290,000	1,600,000	1,890,000
里山林対策	里山林整備事業	264,000	1,400,000	1,664,000
	里山保全活用支援事業			
	森林・林業体験活動支援事業			
間伐材利用対策	県産間伐材木製品普及促進事業	264,000	1,400,000	1,664,000
	学校施設木質化推進事業			
	木質バイオマス普及支援事業			
都市緑化対策	環境緑化支援事業			
	特 認 事 業	26,000	200,000	226,000
	ひろしまの森づくり推進事業（普及啓発）	9,000	40,000	49,000
	合 計	589,000	3,240,000	3,829,000

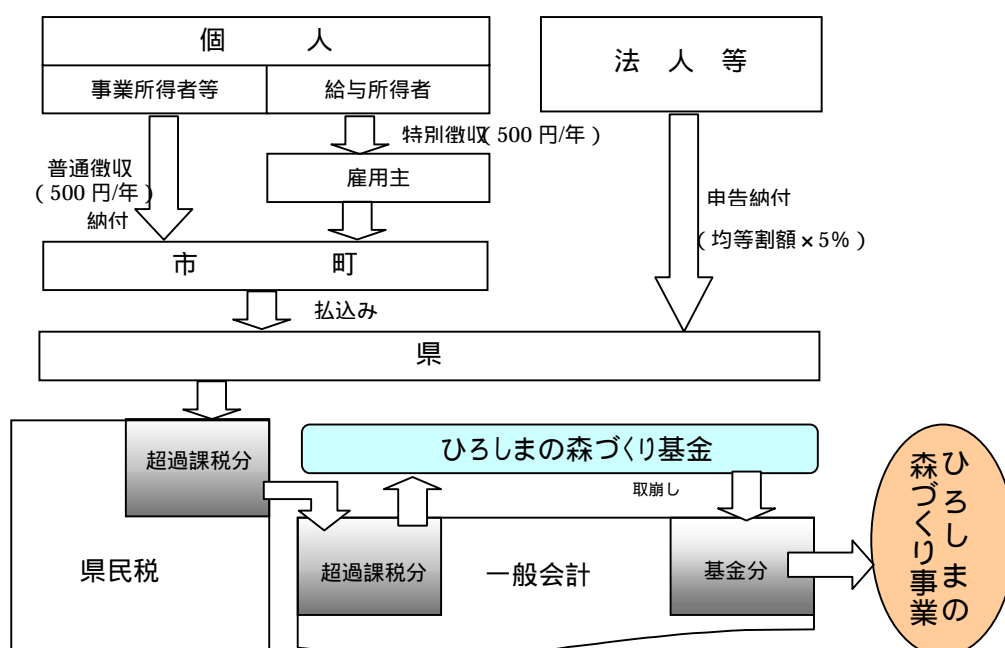
## 第6章 事業の透明性の確保等

### 1 基金の設置

県民税均等割は普通税であるため、その超過課税である「ひろしまの森づくり県民税」は、目的税のように使途が特定されず、そのままでは徴収した税収は他の普通税と区分されません。このため、森づくり県民税を他の使途と区分し、目的にあった支出がなされるための仕組みが必要となります。

そこで、既存の財源と明確に区分し、新たな施策の財源として使うことを明らかにする仕組みとして、新たに基金を設置することとしました。

なお、基金は税収相当額を積み立て、毎年度必要となる額を取り崩して施策に充当することとします。



### 2 事業の透明性の確保と検証

次の措置を講ずることにより、「ひろしまの森づくり事業」の透明性の確保を図るとともに、今後のより効果的な事業推進に資することとします。

#### (1) 県における措置

##### 議会報告

「ひろしまの森づくり事業」の実施計画、進捗状況及び実施結果などについて適時、常任委員会へ報告します。

##### 森林審議会報告

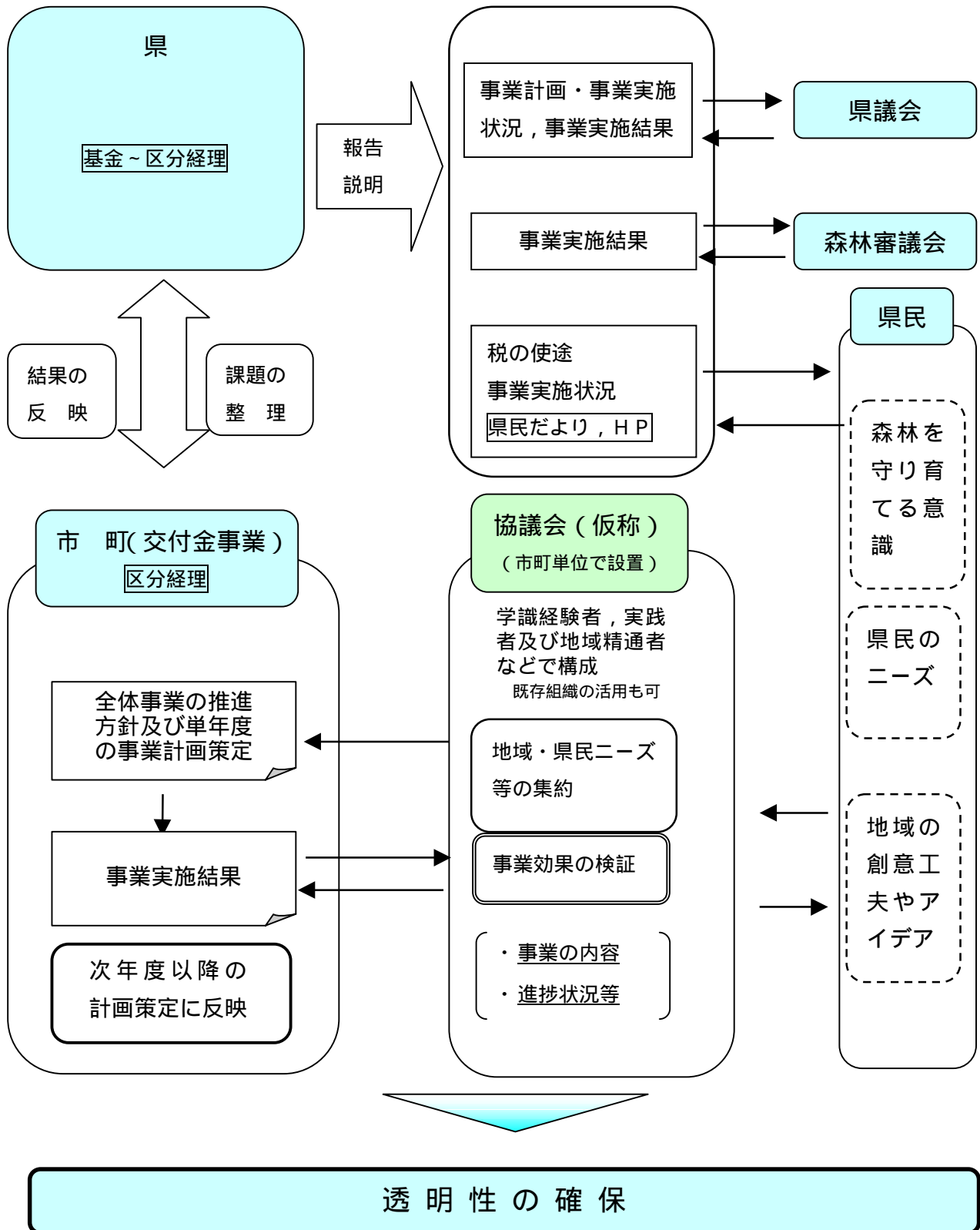
森林行政の適切な遂行を確保するための諮問機関である「広島県森林審議会」に事業実施結果を報告します。

##### 広報の実施

広く県民を対象とした県のホームページや「県民だより」など、各種広報媒体を通じ、税の使途や事業実施状況について広報を実施します。

## (2) 市町における措置

この事業の実施に当たって、各市町において地域ニーズの集約や事業実施後の検証を行う場として、協議会（仮称）を設置していただきます。



付 属 資 料



# ひろしまの森づくり事業（案）について ~暮らしの「安全」を守る森づくり~ イメージ図

現状と課題

対応

実施方法

あるべき姿

人工林

- 人工林の間伐の遅れ
- 放置森林の増加
- 災害などの多発



民有林  
5.6万ha

人工林  
(スギ・ヒノキ)  
1.4万ha

手入れがなされている森林  
8万ha

林業の成り立つ森林

経済性を発揮しうる森林については、森林の所有と経営の分離を促進し、団地化を図り、効率的で持続的な林業経営を推進

集中と選択を図り、既存施策で対応



里山林

- 放置森林の増加
- 松くい虫被害
- 災害などの多発
- 鳥獣被害の拡大



人工林  
(マツ・広葉樹)  
3万ha

手入れがなされていない森林  
6万ha

環境に貢献する森林  
〔公益的機能の積極的評価〕

森林所有者だけでは維持管理できない森林は県民全体で維持

人工林の再生

県が助成

人工林を再生するため県が計画的に整備推進



天然林  
3.8万ha

里山林  
3.5万ha

ひろしまの森づくり事業で対応  
(地域のアイデアと参加による新たな森づくり)

里山対策

県が市町に一括交付

市町が地域の創意工夫により内容を選択

〔配分基準〕  
市町の森林面積を基本に交付額を算定  
(基本額+森林面積)

地域のアイデアと参加で行う森づくり



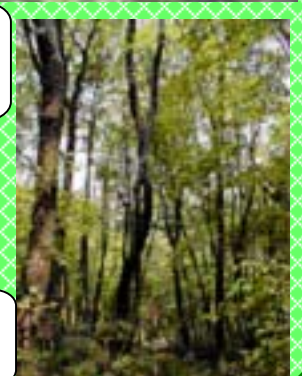
その他  
1万ha

奥山林  
6万ha

うるおいのまちづくり

県が実施

全県的な普及啓発



森林から多くの恵みを受けている担

「ひろしまの森づくり県民税」の仕組み

項目	内 容																		
目的	県土の保全や水源のかん養などの森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、県民や企業の皆様に広く負担をお願いし、県民共有の財産である森林を県民全体で守り育てる事業を推進します。																		
課税方式	個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税方式																		
納める人	個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 県内に住所がある人</li> <li>■ 県内に事務所、事業所、家屋敷を持っている人</li> </ul> [非課税対象者] <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法による生活扶助受給者</li> <li>・障害者、未成年者、寡婦(夫)で前年の合計所得金額が125万円以下の者</li> <li>・前年の合計所得金額が市町の条例で定める金額以下の者</li> </ul>																	
	法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 県内に事務所、事業所、寮などを持っている法人</li> <li>■ 県内に事務所などを持っている法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めのあるもの</li> </ul>																	
納める額 (税率)	個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 年額 500円 (現行の均等割額1,000円に500円を加算)</li> </ul> 平成17年1月1日現在、65歳以上の(昭和15年1月2日以前に生まれた人)で、前年の合計所得金額が125万円以下の人については、平成19年度分に限り年額300円(現行の均等割額600円に300円を加算)																	
	法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 年額 現行の均等割額の5%相当額</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">資本金等の額</th> <th style="width: 33%;">ひろしまの森づくり県民税</th> <th style="width: 33%;">現行均等割額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>年額 40,000円</td> <td>年額 800,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超～50億円以下</td> <td>年額 27,000円</td> <td>年額 540,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超～10億円以下</td> <td>年額 6,500円</td> <td>年額 130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超～1億円以下</td> <td>年額 2,500円</td> <td>年額 50,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>年額 1,000円</td> <td>年額 20,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	ひろしまの森づくり県民税	現行均等割額	50億円超	年額 40,000円	年額 800,000円	10億円超～50億円以下	年額 27,000円	年額 540,000円	1億円超～10億円以下	年額 6,500円	年額 130,000円	1千万円超～1億円以下	年額 2,500円	年額 50,000円	1千万円以下	年額 1,000円
資本金等の額	ひろしまの森づくり県民税	現行均等割額																	
50億円超	年額 40,000円	年額 800,000円																	
10億円超～50億円以下	年額 27,000円	年額 540,000円																	
1億円超～10億円以下	年額 6,500円	年額 130,000円																	
1千万円超～1億円以下	年額 2,500円	年額 50,000円																	
1千万円以下	年額 1,000円	年額 20,000円																	
納める方法	個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個人事業者は、市町から送付される住民税の納税通知書により、年4回の納期に分けて納付します。</li> <li>■ 給与所得者は、その年の6月から翌年の5月までの12回に分けて、給与から引き落とされます。</li> </ul>																	
	法人	法人県民税・事業税の申告納付の際に申告納付します。 適用は、平成19年4月1日以降に開始する事業年度分からです。  [例：3月決算法人の場合] <ul style="list-style-type: none"> <li>・確定申告 … 平成20年5月申告分からとなります。</li> <li>・中間申告 … 平成19年11月の申告分からとなります。例えば、資本金等の額が1千万円の法人の場合、年税額21,000円の6か月/12か月の税額10,500円が均等割の納税額となります。</li> </ul>																	
課税の期間	個人	■ 平成19年度分～平成23年度分																	
	法人	■ 平成19年4月1日～平成24年3月31日の間に開始する各事業年度分																	
税収規模	約8.1億円(平年度ベース)																		

# ひろしまの森づくり県民税条例の概要

## 1 制定の理由

- 森林は、県土の保全や水源かん養などの公益的な機能を有しており、これらの恩恵は、すべての県民が享受している。しかし、過疎・高齢化の進行や木材価格の下落を原因とする林業生産活動の低迷などにより森林の荒廃化が進み、森林の持つ公益的機能を維持することは非常に困難な状況になっている。
- このため、人工林対策や都市緑化対策など森林の有する公益的機能の維持増進や緑豊かな県土の形成に資する施策に活用し、森林を県民共有の財産として県民全体で守り育てるため、これに要する費用を新たに県民に「ひろしまの森づくり県民税」として県民税均等割の超過課税方式により負担してもらうこととし、県民税均等割の税率等について、広島県税条例の特例を定めるため本条例を制定した。

## 2 条例の内容

### (1) 趣旨(第1条)

森林の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、緑豊かな県土の形成に資する施策に要する経費の財源を確保するため、広島県税条例に定める県民税の均等割の税率に関し、その特例としてこの条例の規定により加算した額を、ひろしまの森づくり県民税として課する。

### (2) 個人の均等割の税率の特例(第2条)

平成19年度から平成23年度までの各年度分の個人の均等割の税率は、現行の1,000円に500円を加算した額とする。

### (3) 法人等の均等割の税率の特例(第3条)

平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は期間に係る法人等の均等割の税率は、現行の法人等の均等割の税額に、100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。

## 3 施行期日等

### (1) 施行期日(附則第1項)

平成19年4月1日

### (2) 特例(附則第2項)

平成17年度の税制改正により、65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の者(以下「老年者」という。)に対する県民税均等割の非課税措置が、平成18年度分から段階的に廃止され、平成19年度については、特例として本則の3分の2の税額である600円として課されることに鑑み、「ひろしまの森づくり県民税」についても同様の趣旨から、老年者に対する特例として、平成19年度に限り300円とする措置を講じる。

## 《ひろしまの森づくり県民税条例》

### (趣旨)

第一条 県は、森林の有する公益的機能の維持増進を図るとともに緑豊かな県土の形成に資する施策に要する経費の財源を確保するため、広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号。以下「県税条例」という。）に定める県民税の均等割の税率に関し、その特例としてこの条例の規定により加算した額を、ひろしまの森づくり県民税として課する。

### (個人の均等割の税率の特例)

第二条 平成十九年度から平成二十三年度までの各年度分の個人の均等割の税率は、県税条例第三十九条の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。

### (法人等の均等割の税率の特例)

第三条 平成十九年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十二条第二項第三号若しくは第四号の期間に係る法人等の均等割の税率は、県税条例第四十五条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額に、当該額に百分の五を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第四十五条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「ひろしまの森づくり県民税条例（平成十八年広島県条例第五十八号）第三条第一項」とする。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

### (特例)

2 平成十九年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であった者に係る第二条の規定の適用については、同条中「県税条例第三十九条」とあるのは「広島県税条例の一部を改正する条例（平成十七年広島県条例第四十一号）附則第二条第四項」と、「同条に定める額に五百円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第三十九条に定める額に三百円」とする。

# ひろしまの森づくり基金条例の概要

## 1 制定の趣旨

- 森林を県民共有の財産として県民全体で守り育てるため、これに要する費用を新たに県民に「ひろしまの森づくり県民税」として県民税均等割の超過課税方式により負担してもらうこととし、県民税均等割の税率等について、広島県税条例の特例をさだめるため「ひろしまの森づくり県民税条例」を制定した。
- 県民税均等割は普通税であるため、その超過課税である本税は、目的税のように用途が特定されず、そのままでは徴収した税収は他の普通税と区分されないため、既存の財源と明確に区分し、新たな施策の財源として使うことを明らかにする仕組みとして、新たに基金を設置する。  
なお、基金は税収相当額を積み立て、毎年度必要となる額を取り崩して施策に充当する。

## 2 条例の内容

### (1) 趣旨(第1条)

県土の保全、水源のかん養等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているという認識の下に、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的として、森林の有する公益的機能の維持増進を図るとともに緑豊かな県土の形成に資する施策に要する経費の財源に充てる基金を設置する。

### (2) 積立金の額(第2条)

- (一) 基金として積み立てる額は、予算で定める。
- (二) ひろしまの森づくり県民税条例による加算額に係る収納額に相当する額は、この基金に積み立てる。

### (3) 管理の方法(第3条)

- (一) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- (二) 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (4) 運用益金(第4条)

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

### (5) 処分(第5条)

基金は、森林の有する公益的機能の維持増進を図るとともに緑豊かな県土の形成に資する施策に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

### (6) 繰替運用等(第6条)

財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

### (7) 相殺のための取崩し(第7条)

基金に属する現金を預金等として金融機関等に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

## 3 施行期日

平成19年4月1日

## ○ひろしまの森づくり基金条例

### (設置)

第一条 県土の保全、水源のかん養等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識の下に、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的とし、森林の有する公益的機能の維持増進を図るとともに緑豊かな県土の形成に資する施策に要する経費の財源に充てるため、ひろしまの森づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

2 ひろしまの森づくり県民税条例（平成十八年広島県条例第 号）第二条及び第三条第一項の規定による加算額に係る収納額に相当する額は、この基金に積み立てる。

### (管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

### (処分)

第五条 基金は、第一条の施策に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

### (繰替運用等)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

### (相殺のための取崩し)

第七条 知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

### (委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

### 附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

## 県民参加の森づくりシンポジウムの実施状況

### 1 日時等

平成18年11月29日（水）13：30～  
西区民文化センタースタジオ

### 2 参加者

135人

### 3 内容

#### (1) 基調講演

中越信和（広島大学大学院国際協力研究科教授）

「ひろしまの森づくりの現状と今後」

木材価格の下落，林業後継者不足などから広島県の森林が荒廃している現状を報告するとともに，今後の県民参加の森づくり事業の必要性について提示

#### (2) パネルディスカッション

コーディネーター 中越信和

パネリスト 大平 泰（中国新聞社編集委員）

岡村信秀（広島県生活協同組合連合会専務理事）

山原玲子（フリーアナウンサー）

渡邊昭二（広島県森林組合連合会代表理事専務）

#### 【主な発言】

- 中山間地域には衰退集落も多い。山の境界管理，木材利用の取組みが大切である。
- 森と触れ合うことが大切と思う。
- 税金を上手に使って，本当に多くの県民が参加する森づくりができるのか疑問がある。
- 税の導入には県民の納得が必要で，積極的な説明が必要である。
- 広島だけが残っているからやらなければならないという考えであるなら問題である。
- 合意形成づくりについて，十分な議論・提案を受けて行う必要があるが，時間をかければ良いというものではない。走りながら実施していくことも必要な場合がある。
- ユーザーの視点を入れて質の高いものにしていくことが不可欠。
- 今回のシンポジウムは，森林の大切さに特化した内容であったが，県民がどのように参加していくのか，現況を知っていただいたことに意義がある。
- 今回参加された方は周りの人たちと家に帰って早急に話し合いをしていただきたい。



## 県民参加の森づくり事業検討会議について

### 1 目 的

土砂災害防止，水源涵養，温暖化防止など森林の持つ多面的な機能の維持・保全を図るために必要な方策，財源などを検討するため。

### 2 検討事項

- (1) 森林環境の整備・保全の方策に関すること。
- (2) 県民参加による森づくりに関すること。
- (3) 森林環境税（仮称）の仕組みに関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

### 3 構 成 員

農林整備局長

財政室長，税務室長，企画調整局企画監，市町行財政室長，環境政策室長，都市整備室長  
農林水産総務室長，企画担当室長，農林整備管理室長，林業振興室長，森林保全室長

### 4 検討状況

平成18年9月19日に検討会議を設置，これまで6回の検討会議を開催し，次の検討項目について検討を行っている。

開催回数	検 討 項 目
第1回	①広島県の森林の現状と課題について ②全国の森林環境税等の導入・検討状況について ③中国地方の森林環境税等の概要について ④県民参加の森づくり事業の概念（案）について
第2回	①県民参加の森づくりに関する意見募集の実施（案）について ②他県の森林整備等のための新たな税制度概要について
第3回	①森林を取り巻く現状と課題について ②県民参加の森づくり事業による対象森林の概念について ③県民参加の森づくり事業の内容（案）について
第4回	①県民参加の森づくり事業（案）について ②県民参加の森づくりに関する意見募集（中間概要）について ③費用負担のあり方について ④県民参加の森づくりシンポジウムの開催（案）について
第5回	①県民参加の森づくり事業（案）について ②県民参加の森づくりに関する意見募集結果の概要について ③県民参加の森づくりに係る税の仕組み（案）について ④県民参加の森づくり事業の用途例（案）について ⑤県民参加の森づくりシンポジウムの開催について
第6回	①ひろしまの森づくり事業（案）について



## 県民参加の森づくり事業検討会議設置要綱

### (設置の趣旨)

第1条 土砂災害防止，水源涵養など森林の持つ多面的な機能の維持・保全を図るために必要な方策などについて検討するため，県民参加の森づくり事業検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討会議は，次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 森林環境の整備・保全の方策に関すること。
- (2) 県民参加による森づくりに関すること。
- (3) 新税導入も含めた財源確保の仕組みに関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 検討会議は，別紙の構成員をもって構成する。

### (検討会議)

第4条 検討会議は，農林水産部農林整備局長が必要に応じて招集し，これを主宰する。

なお，農林水産部農林整備局長は，検討会議に，必要に応じ前条の構成員以外に関係者の出席を求め，意見を聞くものとする。

### (庶務)

第5条 検討会議の庶務は，農林水産部農林整備局農林整備管理室において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか，検討会議の運営に関し必要な事項は検討会議において定める。

### 附則

この要綱は，平成18年9月19日から施行する。

## 県民参加の森づくり事業検討会議構成員名簿

所 属	職 名	氏 名
農林水産部 農林整備局	局 長	瀧上 和之 ※
総務部 財務局 財政室	室 長	重徳 和彦
総務部 財務局 税務室	室 長	平出 伸二
政策企画部 企画調整局	企画監	荒木 敏明
地域振興部 地域振興対策局 市町行財政室	室 長	大西 博臣
環境部 環境対策局 環境政策室	室 長	鵜池 昭二三
農林水産部 総務管理局 農林水産総務室	室 長	吉村 浩司
農林水産部 総務管理局 農林水産総務室	企画担当室長	森 原 修
農林水産部 農林整備局 農林整備管理室	室 長	原 和 生
農林水産部 農林整備局 林業振興室	室 長	池田 博行
農林水産部 農林整備局 森林保全室	室 長	川野 惣司
都市部 都市事業局 都市整備室	室 長	渡 橋 誠

※ 座長

# 県民参加の森づくりに関する意見募集

総数 1,535人

森林は、木材を生産するとともに、災害の防止や水源のかん養機能など様々な多面的機能を有しており、みなさまの生活の中で重要な役割を担っています。

このたび広島県では、県民全体で森林を守り育てる意識の醸成を図るとともに、森林の整備・保全に関する県独自の取組みを進める必要があると考え、県庁内に、森林の持つ多面的機能の維持・保全を図るための方策や、新税の導入も含めた財源確保の仕組みなどについて検討する『県民参加の森づくり事業検討会議』を設置したところです。

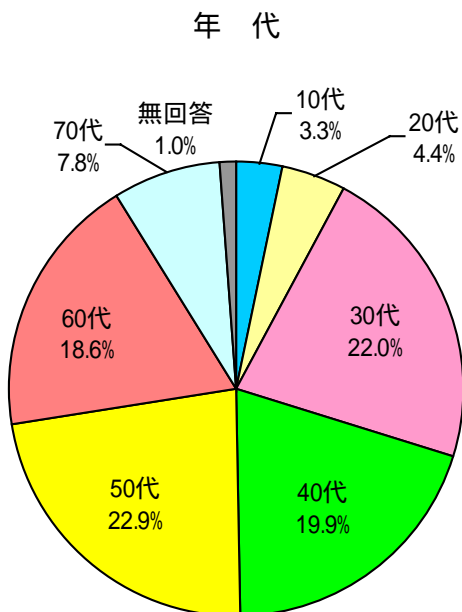
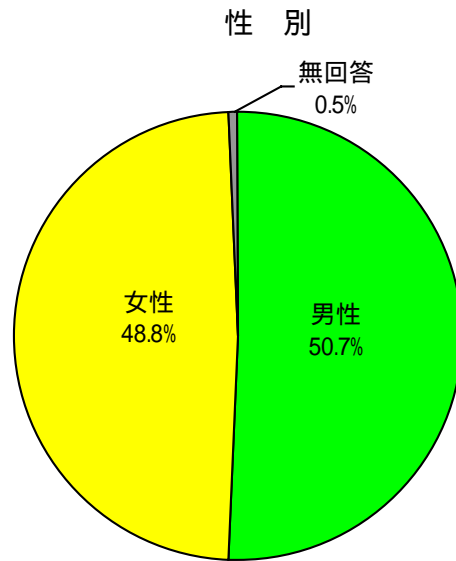
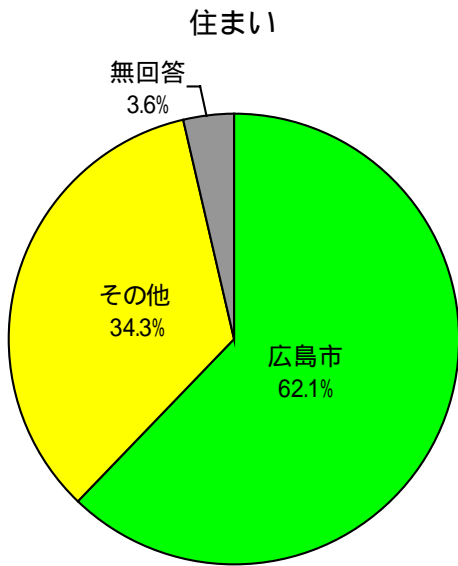
つきましては、この検討にいかしたいのでみなさまの県民参加の森づくりに対する御意見をお聞かせください。

(注) 森林の多面的機能：国土の保全，水源のかん養，自然環境の保全，地球温暖化の防止，良好な景観の形成，文化の伝承，木材の生産等の森林がもつ多面にわたる機能

(該当する箇所に をご記入ください)

問1 あなたのプロフィールについて、お答えください。

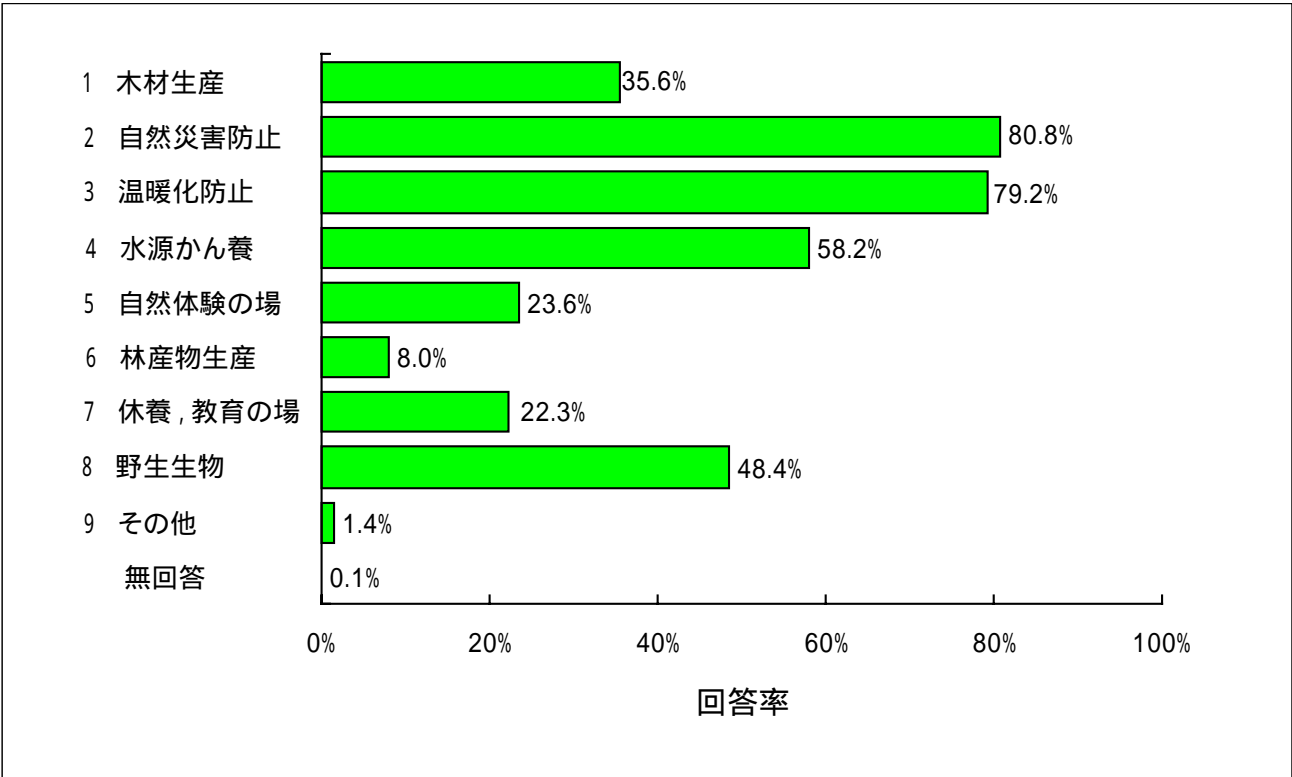
- 1 あなたのお住まいを教えてください 市・町
- 2 性別をお答えください 1 男 2 女
- 3 あなたの年齢をお答えください(該当する箇所に をご記入ください)  
(10代・20代・30代・40代・50代・60代・70代以上)



性別は男女の割合がほぼ半々になった。  
年代は、30代、40代、50代、60代がそれぞれ2割を占める結果となった。

問2 あなたは森林にどのような役割を期待していますか。期待する働きを4つ以内で選んでください。

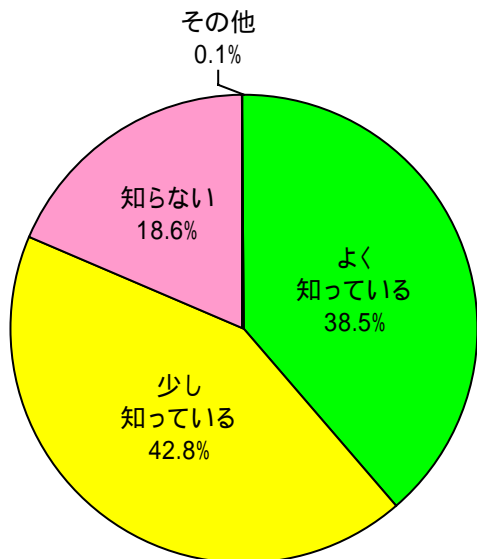
- 1 木材を生産する
- 2 洪水や土砂崩れなどの自然災害を防止する
- 3 二酸化炭素を吸収・固定して地球温暖化を防止する
- 4 湧水を防ぎ、豊かでおいしい水を供給する
- 5 自然を体験する場
- 6 しいたけ、木炭などの林産物を生産する場
- 7 キャンプや森林浴など、休養や教育の場
- 8 貴重な野生生物の生息の場
- 9 その他( )



「自然災害防止」80.8%でもっとも割合が高く、次いで「温暖化防止」79.2%、「水源かん養」58.2%、「野生生物の生息の場」48.8%となった。

問3 広島県は県土の約7割を森林が占めていますが、手入れ不足などにより、土砂災害防止など森林の機能低下が心配されています。あなたはこのことを知っていますか。

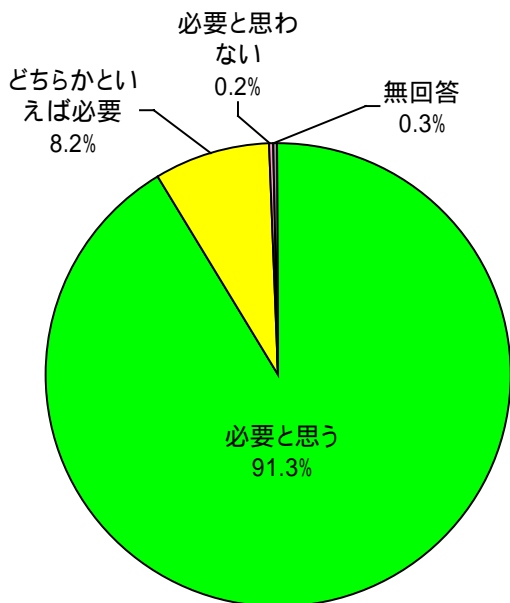
- 1 よく知っている
- 2 少し知っている
- 3 知らなかった
- 4 その他( )



「よく知っている」と「少し知っている」を合わせて、81.3%を占めた。

問4 森林の荒廃が進行し、森林所有者だけでは再生が難しい中、あなたは、健全で豊かな森林として次の世代に引き継ぐため、森林を県民みんなで守り育てていく取組みが必要だと思いますか。

- 1 必要と思う
- 2 どちらかといえば必要と思う
- 3 必要とは思わない

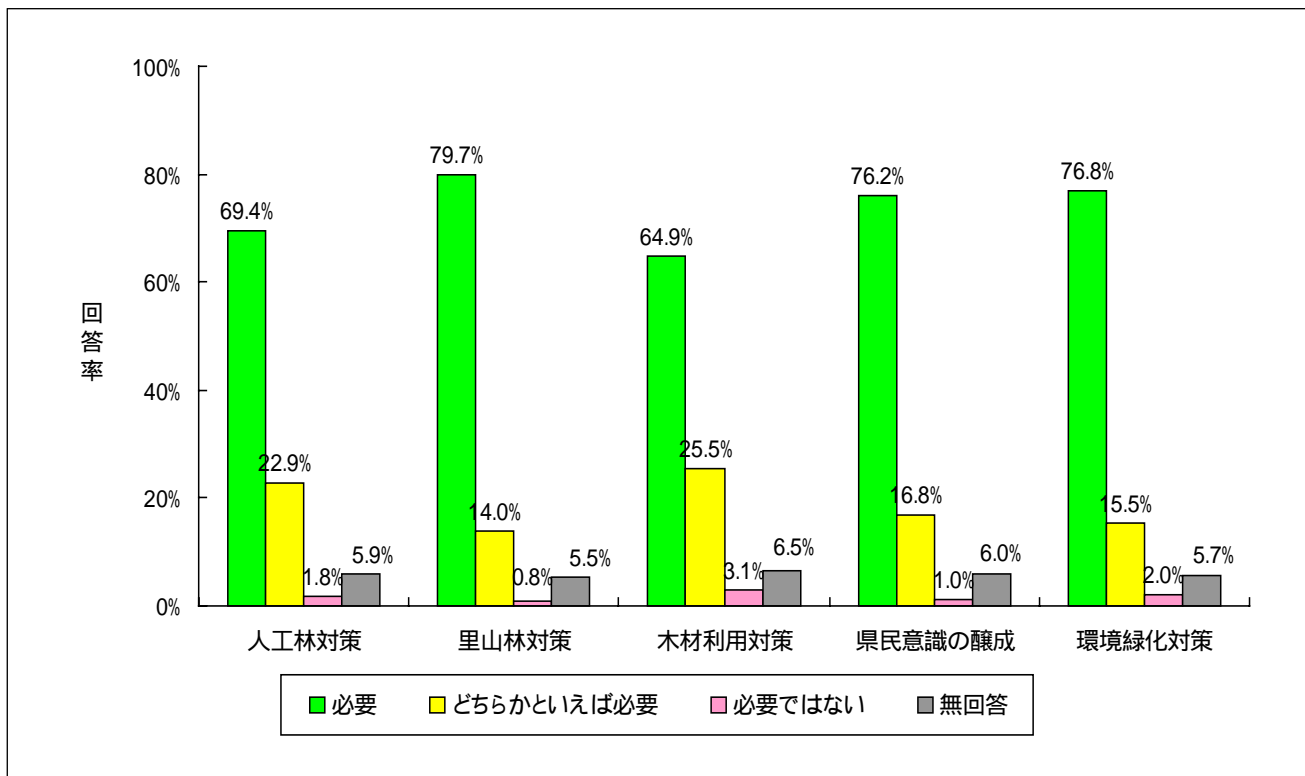


「必要と思う」と「どちらかといえば必要と思う」を合わせて、99.5%を占めた。

問5 あなたは、森林を守り育てていくため、行政が行うとすれば、次のような取組みを進めることが必要と思われますか。右の該当する項目を で囲んでください。

- 1 人工林対策 ( 必要 どちらかといえば必要 必要ではない )  
自然災害を防止する機能などが失われつつある荒廃した人工林に対する、間伐<sup>(注)</sup>などの森林整備
- 2 里山林対策 ( 必要 どちらかといえば必要 必要ではない )  
土砂崩れが起こりやすくなっていたり、竹林が繁茂している人里に近接する森林に対する、景観の保全、土砂災害防止や鳥獣被害防止などを図るための森林整備
- 3 木材利用対策 ( 必要 どちらかといえば必要 必要ではない )  
木材が利用されないことが結果として森林の荒廃を招いていることから、間伐材で木製品を作ったり、燃料などとして活用する(木質バイオマス)などの木材利用対策
- 4 県民意識の醸成 ( 必要 どちらかといえば必要 必要ではない )  
森林のもつ機能や森林整備の大切さを広報するなどの普及啓発活動や森林・林業体験交流活動などに対する支援
- 5 環境緑化対策 ( 必要 どちらかといえば必要 必要ではない )  
都市地域の緑を保全するため、街に樹木を植えるなどの環境緑化に対する支援
- 6 その他 ( )

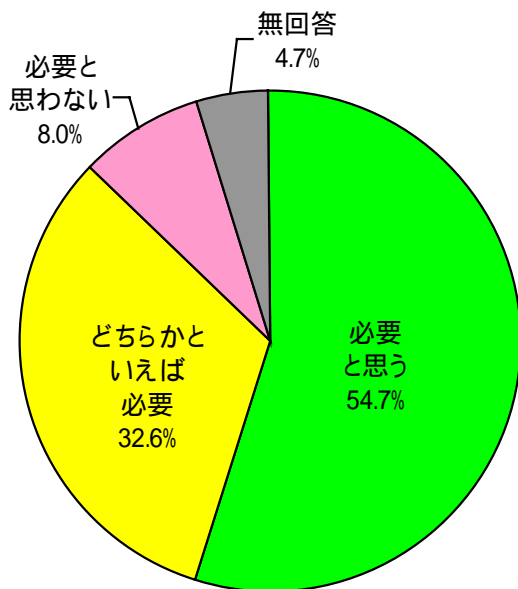
(注) 間伐：過密となった森林に対して、混み具合に応じてその一部を伐採し、残った木の生長を促進させる作業



いずれも「必要」と「どちらかといえば必要」を合わせて、ほぼ9割を占めた。

問6 近隣の中国4県では、森林を守り育てるために要する財源を安定的に確保するため、県民税均等割に上乗せした税が導入されています。このような取組みが本県でも必要だと思いますか。

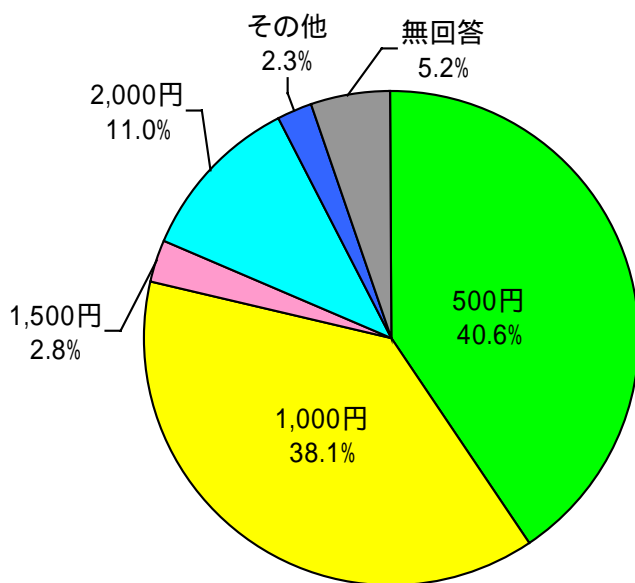
- |                 |       |
|-----------------|-------|
| 1 必要と思う         | → 問7へ |
| 2 どちらかといえば必要と思う |       |
| 3 必要とは思わない      |       |



「必要と思う」と「どちらかといえば必要と思う」を合わせて、87.3%を占めた。

問7 あなたが、森林を守り育てていくために、どのくらいなら負担してもよいと思われますか。

- |   |                   |
|---|-------------------|
| 1 | 500円程度/年間         |
| 2 | 1,000円程度/年間       |
| 3 | 1,500円程度/年間       |
| 4 | 2,000円程度/年間       |
| 5 | その他(           円) |



「500円」と「1,000円」を合わせて78.7%を占めた。